

第6回地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会

地震発生後の被災者の生活環境対策(概要)

1. 避難所の確保対策
2. 物資の提供、管理対策
3. 生活環境対策
4. 特別な配慮が必要な人のための対策
5. 被災者の相談対応

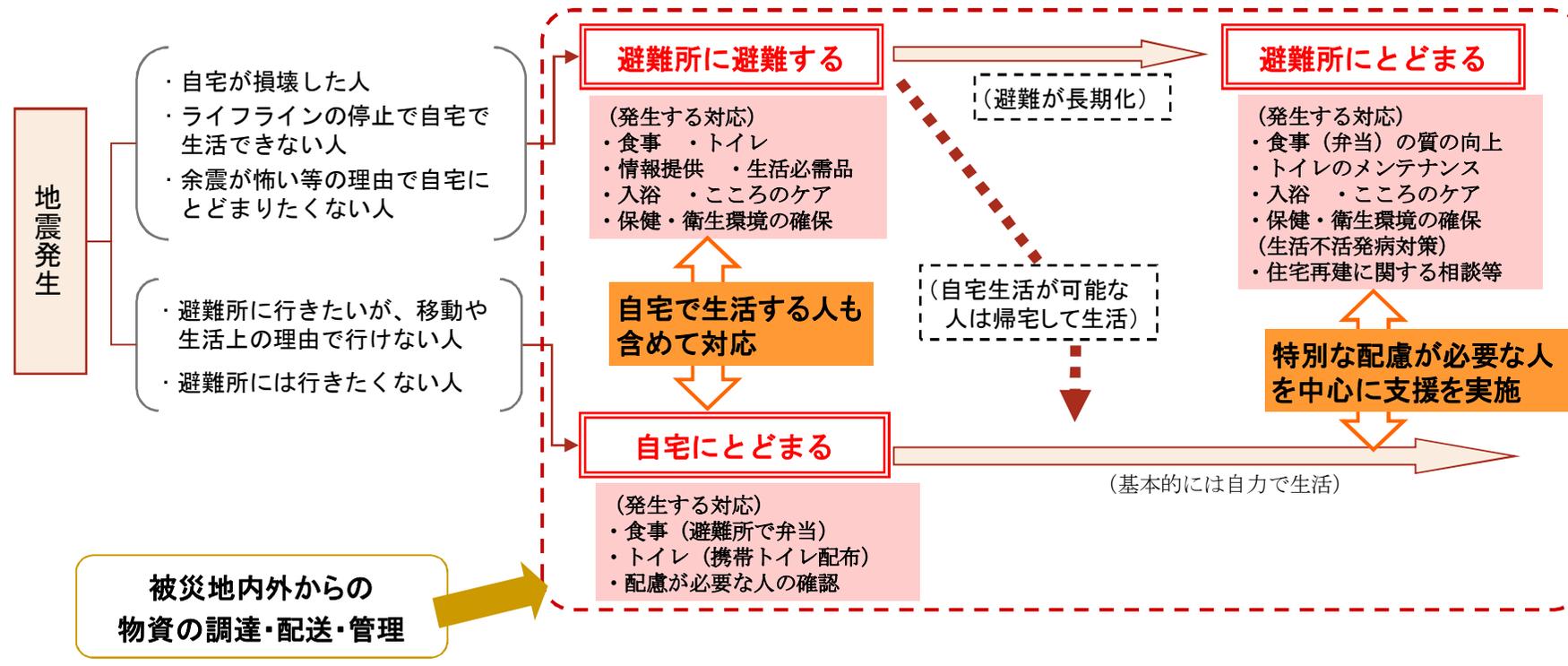
地震発生後の生活環境における問題点

地震発生後、支援が必要となる様々な被災者への対応

- 地震発生後、多数の避難所生活者や、避難所に行かずに自宅で生活を送っている人への多種多様な支援を行う必要がある。

(地震発生後の被災者支援に係る対応のイメージ)

- 避難所での避難生活に必要な支援の多くは、自宅で生活する人への支援にも必要な場合が多い。
- 特別な配慮が必要な人への支援など、避難所だけでなく自宅への対応が必要な内容も考えられる。



自治体を中心となって行うべき、避難生活に対する被災者への支援策を検討する。

地震発生後の生活環境における問題点

多数の避難所と被災者の発生

□ 地震発生後、**約2か月間避難所が設置、運営された**。特に、新潟県中越地震では**最大で600箇所以上の避難所に、10万人以上の避難者が生活した**。(出典：新潟県「中越大震災」)

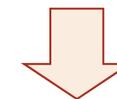
■被災市町村（震度6強以上を観測した市町村※）の避難状況

	新潟県 中越地震	福岡県 西方沖地震	能登半島 地震	新潟県 中越沖地震	岩手・宮城 内陸地震
避難所設営	発災～60日目	発災～57日目	発災～40日目	発災～47日目	発災～48日目
避難所数 (ピーク時)	<川口町> 39箇所 <小千谷市> 136箇所 <山古志村> 6箇所(8施設) <小国町> 7箇所	<福岡市> 126箇所	<七尾市> 9箇所 <輪島市> 27箇所 <穴水町> 6箇所	<柏崎市> 87箇所 <長岡市> 20箇所 <刈羽村> 6箇所	<奥州市> 3箇所 <栗原市> 4箇所
避難者数 (ピーク時)	<川口町> 3,976人 <小千谷市> 29,243人 <山古志村> 1,835人 <小国町> 1,803人	<福岡市> 2,759人	<七尾市> 94人 <輪島市> 2,662人 <穴水町> 137人	<柏崎市> 11,520人 <長岡市> 247人 <刈羽村> 791人	<奥州市> 221人 <栗原市> 209人
避難所運営に 携わった職員数 (ピーク時)	<川口町> 2～3人/1箇所*1 <小千谷市> 約100人*2 <山古志村> 24人 <小国町> 38人	<福岡市> 246人	<七尾市> 30人 <輪島市> 2人/1箇所*3 <穴水町> 50人	<柏崎市> 215人 <長岡市> 188人 <刈羽村> 11人	<奥州市> 2人程度/箇所 <栗原市> 22人

広範囲に多数の避難所等
が分散する



人数の少ない地方都市の
行政機関職員が対応する



避難所の運営はどうある
べきか、事前に体制と知
見の整理が必要である

※：福岡県西方沖を震源とする地震は、最大震度（6弱）を記録した福岡市を対象とした。(内閣府調べ)

*1：職員数が少ないため、運営に携わった職員はなし。発災当初は職員を2～3名程度各避難所に配置したが、災害復旧業務が本格的に始まる10月25日頃には避難所から撤収させた。

*2：主に公共施設42箇所。それ以外の避難所は、町内会等で運営。

*3：ピーク時の職員数は把握できていないが、職員2人ずつを配置。

多数の避難所を、効率的に運営するための体制、知見等が必要。

地震発生後の生活環境における問題点

【今回の論点】被災者の生活環境における論点

□ 避難所の**設置・運営、生活環境の面**で、多様な問題が発生し、対応が取られた。

実施時期 ※実績		対策項目・内容	【今回の論点】
初動段階	直後～1時間	・ 避難所開設、開設のための点検(建物躯体目視、内部清掃)	
	1～3時間	・ 避難者受入れ準備(避難所名簿等) ・ 断水等でトイレが使えないことへの対応(簡易トイレの組立、トイレ用水の確保等)	②物資の提供、管理対策 □ 物資の迅速な調達 □ 受入れ後の物資管理、配送体制
	3時間～1日	・ 避難所設置、運営開始 被災者(避難所以外も含む)のための水・食糧等の手配、災害情報の周知、避難者数の集計、物資の手配、救援物資の到着・受入れ・管理・配分・配送)	
応急段階	1日～3日	・ 物資の受入れ、管理、配送体制の確保 ・ スペースの区分(身障者等の別室、授乳室、更衣室等) ・ 情報伝達インフラの確保 ・ 生活環境面の対応 既設トイレが使えない場合の災害用トイレの設置 入浴設備の確保 衛生環境の確保(消毒剤、薬用石鹸等) ・ 配慮が必要な人への対応 自宅避難者の状況確認(特に被災時に配慮が必要な方) 手話通訳者、介護福祉士等、福祉・介護専門職員の確保 社会福祉施設、民間宿泊施設等の空き状況の確認	④特別な配慮が必要な人へのための対策 □ 受入れ可能な施設の確認(福祉避難所) □ こころのケア □ 被災後に配慮が必要な人々への対応 □ 専門職員等と連携した体制 □ 生活不活発病等の注意喚起 □ 情報伝達方法の確保
	3日～1週間	・ 避難所、自宅における生活状況の把握調査の実施 ・ 温かい食事の提供、炊き出しの支援(食材、資機材の確保) ・ 健康管理チーム(保健師等)による避難所巡回 ・ 生活不活発病対策の実施 ・ 感染症、食中毒等保健・衛生対策の実施(インフルエンザ予防接種、炊き出し等への衛生指導等)	

これらを整理し、良好な生活環境のために必要な対応を共有できるようにする。

1. 避難所の確保対策

避難所開設の遅延等

- 避難所の中には、余震の頻発や、夜間の地震発生により職員が施設に行けなかった等の理由により、円滑に開設されなかったものもあった。
- 公的避難所の中には、安全が確認できなかったため、使用できなかった建物もあった。

(新潟県中越地震)

- 夜間や休日に一定規模以上の地震等が発生した場合、管理運営責任者として近くに住む職員にあらかじめ預けてある鍵で避難所を開設することになっているが、職員が急行できない避難所があった。
- 小千谷市長は日没後で停電のため施設の安全確認が難しいこと、強い余震が続いていることから、建物内への避難誘導を見送るよう指示した。

(出典) 関広一「自治体の叫び」P26 より



(三菱総合研究所撮影)

- 強い揺れを感じた住民は着のみ着のまま屋外に避難したが、大きな余震が頻発し、避難所の開設は必ずしも円滑に行われなかったことから、当座は自宅付近の屋外にとどまることを余儀なくされ、その相当数は自動車で一夜を過ごした。
- 新潟県が車中泊をしている避難者の実態調査を行った結果、車中泊をしている理由として「避難所が満員で入れない」「他人と一緒にいたくない」「他人がいると眠れない」「寒い」「狭い」等があげられた。

(出典) 新潟県「中越大震災」P21

(新潟県中越沖地震)

- 被害の大きかった柏崎市鯖石小学校では7月16日に避難所を開設したものの、危険のおそれがあるため同日に閉鎖するなど、公設避難所の中には被害が大きくて使用できないものもあった。

(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」P71

➡ 指定避難所の安全確保、開設・運営の実現性を見直すことが望まれる。

1. 避難所の確保対策

身近な建物における安全確保策の推進

□ 避難所となり得る公的施設(公民館等)の耐震化が進みつつあるが、まだ十分ではない。

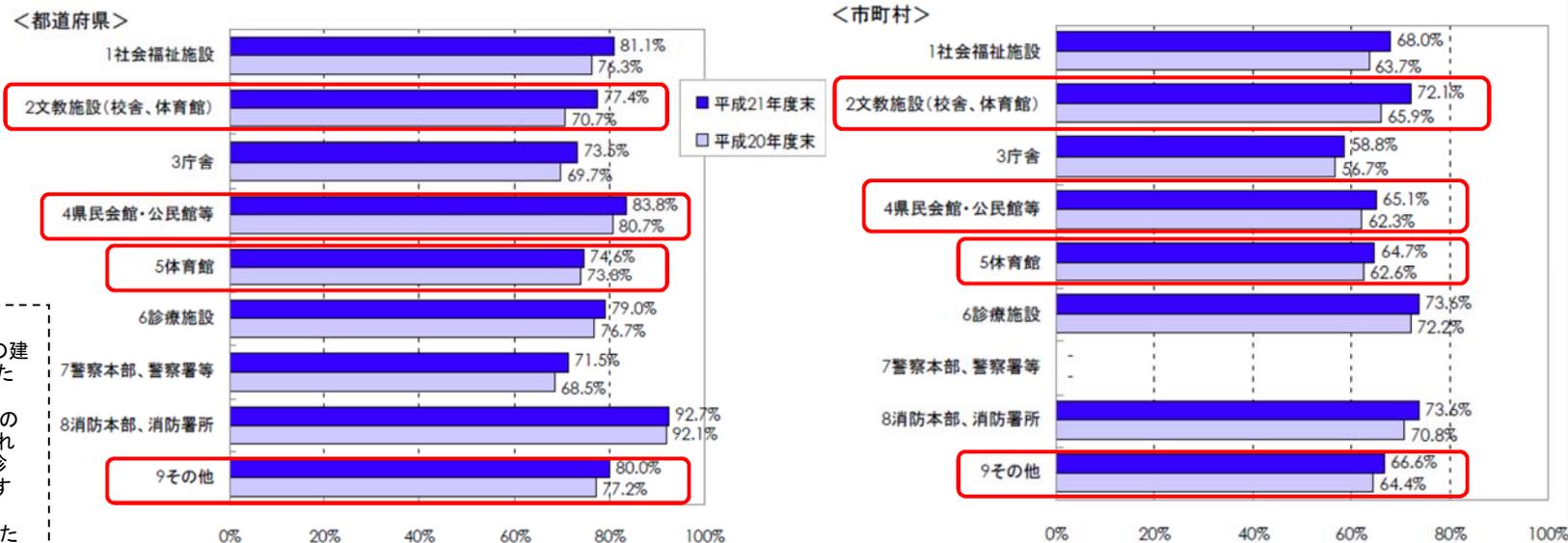
➤ 総務省消防庁の調査によれば、防災拠点となる公共施設の耐震化が進んでおり、県民会館や公民館等については都道府県で約84%、市町村で約65%が耐震化されている(平成21年度末時点)。

【調査の概要】

地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等(公共用及び公用の建物:非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物)全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点(防災拠点)となる施設(都道府県が24,308棟、市町村が166,766棟、合計191,074棟)について、都道府県に平成21年度末の状況についてアンケート調査を行い、集計・分析した。

① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設(校舎、体育館)	避難場所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	避難場所に指定している施設
⑤ 体育館	避難場所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他	避難場所に指定している施設

防災拠点の耐震性を有する(耐震率)の施設別比較



(耐震性を有する条件)
 a 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
 b 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 c 耐震改修整備を実施した建築物

(出典) 総務省消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」平成22年；P12

➡ 安全な避難所を確保するために、公的施設の耐震化がより一層望まれる。

1. 避難所の確保対策

住民等による避難所の運営体制の確保

◆ 自主的に住民主体で避難所の開設、運営を行う体制の準備が進められている。

(住民主体による避難所運営訓練の例)

➢ 災害発生後、できるだけ早く避難所を開設・運営するため、地域住民や避難所(学校等)の関係者で避難所運営のための組織を結成し、自主的に開設・運営するための訓練が行われている。

文京区における避難所運営協議会の概要 (地域防災計画における位置づけ)

- 避難所運営協議会の組織
 - 1) 地域住民委員
 - ① 区民防災組織役員 各組織から3人以内
 - ② 民生・児童委員(学校担当)
 - ③ 当該避難所を設置している学校のPTA役員 2人以内
 - ④ 防災リーダー (※区民防災活動の中心的役割を担う者)
 - 2) 学校委員

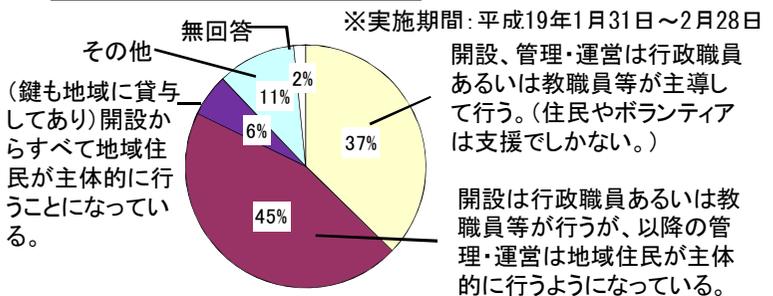
当該避難所を設置している学校の校長、副校長
- 避難所運営協議会の役割
 - ✓ 発災後、協議会及びあらかじめ直接避難所に参集指定されている職員には、避難所となる学校の開門方法等を周知しておくものとする。
 - ✓ 協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受け入れ体制(待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等)を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。

(文京区の避難所運営訓練における活動例)

- 無線機を使用した通信訓練や災害特設電話の設置、各班や避難所運営の中心となる運営本部との連絡調整(総務情報班)
- 避難所生活に必要な校内の安全点検や、避難者の割り振り、生活規律の作成、ござ・毛布の配布(避難者援護班)
- 非常食の炊き出しや配給、学校併設の備蓄倉庫内の物資の管理。(給食物資班)
- 応急救護所・医療救護所の設置、応急手当、仮設トイレの設置など(救護衛生班)

(参考)

● 1都3県及び茨城県南部の各市区町村では、避難所運営の一部または全部を住民が行う前提となっている。



(出典) 首都直下地震避難対策等専門調査会「避難者に係る市区町村等の対策現況調査」



(出典) 文京区HP

➡ コミュニティを主体とした避難所の運営体制の確保等が有効である。

1. 避難所の確保対策

対策

民間企業等による避難場所の確保

◆ 民間企業との連携等により、避難場所等が確保された。

(新潟県中越地震)

- ジャスコ小千谷店は、新潟県中越地震の際、静岡県の系列店が所有していた緊急避難用大型テント「バルーンシェルター」を駐車場に設置し、避難所として提供した。
- イオングループは平成22年2月28日現在、1,099の店舗・事業所が地方公共団体と防災協定を結び、災害時の救援物資の供給、避難場所として駐車場の提供、防災訓練の共同実施など、地域の防災活動に協力している。地震などの際の被災者の避難スペースとして利用できるバルーンシェルターを、全国のショッピングセンターを中心に28カ所に配備している。

新潟県中越地震におけるバルーンシェルター

(出典) イオンHP



(三菱総合研究所撮影)

(有珠山噴火)

- 倒産し、使われていなかったホテルの社員寮を、避難所として利用した。

(出典) 内閣府「有珠山噴火災害教訓情報資料集」3-3、P66

➡ 民間の施設について、避難可能な空間か、平常時から確認しておく、災害時に有効である。

2. 物資の提供、管理対策

課題

大量の物資の調達

□ 地震発生直後に、食糧や毛布等の緊急的な物資が大量に必要となった。

(新潟県中越地震)

➤ 新潟県内の被災地で必要とされる食糧として1日当たり22万食、地震発生3日後時点での新潟県内の被災地で必要とされる毛布の数量(不足分)が24,290枚という記録がある。

平成16年10月24日 内閣府(防災担当)

「新潟県内の被災地に対する食糧支援について」

防災担当大臣を団長とする政府調査団を本日、新潟県内の被災地へ派遣し、被災状況について調査を実施したところ、被災地の方々から食料の不足等の要望があったことから、当面の食料品を確保するため、政府一体となって下記の食糧支援を実施することについて確認した。

1. 食糧の必要量

- ・新潟県内の被災地で必要とされる食糧……1日当たり22万食(新潟県地震災害対策本部による)

平成16年10月25日 内閣府(防災担当)

新潟県内の被災地に対する毛布支援について

1. 毛布の必要量

10月25日現在、新潟県内の被災地で必要とされる数量(不足分)

総量：24,290枚

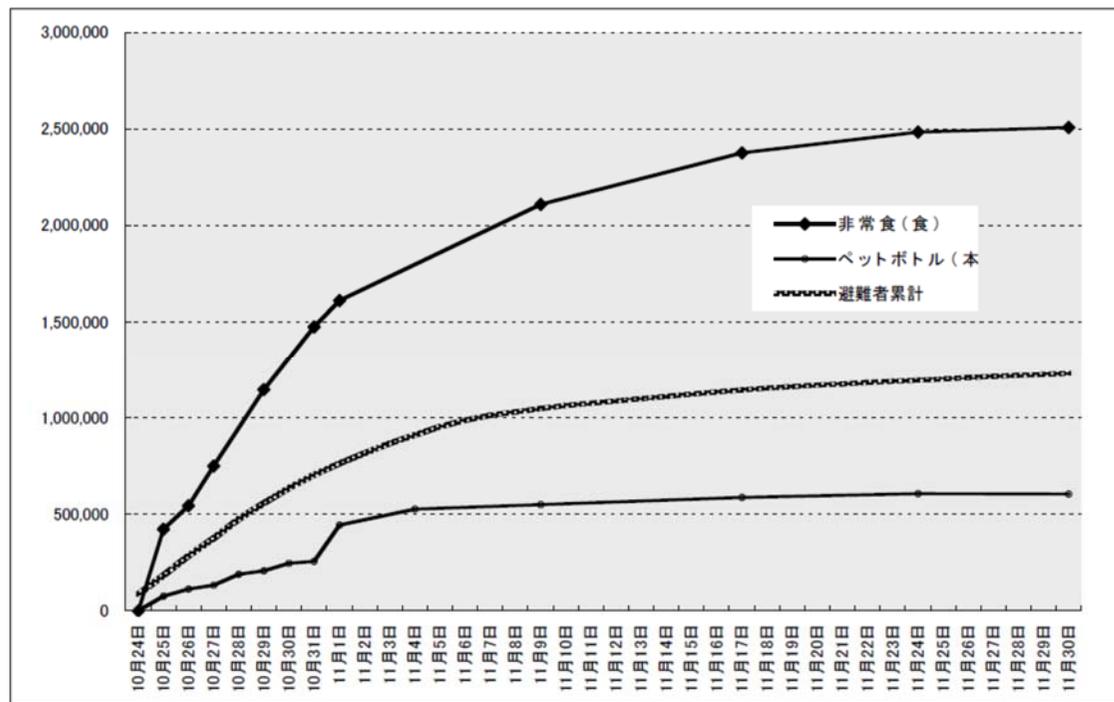


図 被災地内の支援物資の状況

(出典) 内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」P122

➡ 大量の物資について、その確保方策をあらかじめ明らかにしておくことが有効である。

2. 物資の提供、管理対策

対策

物資等の緊急的な確保

◆ 民間企業、関係省庁及び自治体が、地震発生直後から大量の食糧を被災地に送り届けた。

(新潟県中越地震)

平成16年10月24日 内閣府(防災担当)

新潟県内の被災地に対する食糧支援について (中略)

- 2) 非常災害対策本部は、被災地への食糧支援に関し、
- 農林水産省の災害対策用乾パン・乾燥米飯のうち、24日中に、9万2千食を、自衛隊航空機により、松島、入間、小牧基地より新潟空港を経由して、妙見堰(越路町内)まで運ぶ。
 - 自衛隊の保有食糧(缶詰、レトルト)のうち、2万5千食を24日中、1万5千食を25日朝までに、さらに25日以降、20万食を新潟空港等まで運ぶ。
 - これらの食糧は、新潟県の災害対策本部を通じて被災者に提供される。

3. 民間および地方公共団体による食糧支援

現在のところ、流通業界ではイオンが「おにぎり」21万個(うち本日中に9千個、25日中に12万個)、パン工業会では山崎製パンが「パン」4万個、フジパンが「パン」3万個(ともに明日中)を被災地に提供しているのははじめ、イトーヨーカ堂・セブンイレブン、ダイエー、サークルK、ローソンなどが具体的な支援を実施している。また、新潟県と災害時の相互応援協定を締結している群馬県は、24日中に川西町及び中里町に対して37,600食を提供している。その他の都道府県も25日以降要請に応じて提供する用意があるとの意向を示している。これらの活動に対しては政府としても、緊急輸送路上の通行や航空機による輸送などの便宜を図ることとする。

表 非常災害対策本部による提供数(H16年10月24日～25日)

農林水産省の災害対策用乾パン・乾燥米飯	92,000	24日
自衛隊の保有食料(缶詰、レトルト)	25,000	24日
	15,000	～25日朝
	200,000	25日

表 民間および地方公共団体による食糧支援(H16年10月24日～25日)

イオン	おにぎり	210,000	24～25日
山崎製パン	パン	40,000	25日中
フジパン	パン	30,000	25日中
群馬県		37,600	24日中

(出典) 内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」P122

継続的な食糧確保のためには、民間企業の協力が不可欠である。

協定の有効活用

- ◆ 事前に、自治体同士及び自治体と民間企業とが応援協定を締結し、水・食糧や物資等の調達が図られた。

(新潟県中越地震；長岡市)

- 協定による富山県高岡市、福島県会津若松市を皮切りに、新潟県、新潟市の調整を得て、多数の地方公共団体の支援を得ることができた。最初の応援要請は、当日の深夜に会津若松市警備室、高岡市防災担当補佐へ給水車の派遣を要請したものである。
- 10月24日午前0時40分頃、給水車の派遣を要請する連絡が長岡市から高岡市にあり、午前3時半頃に最初の給水車が出発した。高岡市は、その後も長岡市の要請に応じて、物資運搬チームや医療チームなど延べ240人を派遣した。

(出典) 長岡市「災害の検証」 P124

(岩手・宮城内陸地震；宮城県)

- 県では、被災地から食料等の供給要請があることを想定し、「災害時における物資の調達等に関する協定」を締結しているコンビニエンスストア3社に対して要請があった場合の対応を事前に依頼した。その後、栗原市からの要請に応じて、各コンビニエンスストアと調整を図りながら供給した。

表 コンビニからの提供総数(H20/6/10～6/23)

おにぎり	21,213
カップ麺	540
パン	480

- 宮城県は、6月16日に宮城県生活協同組合連合会(県生協連)との間で確保できる物資の品目、数量、対応可能時間及び輸送方法などを打ち合わせ、栗原市から供給要請を受けた後、速やかに県生協連に対して「災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定」に基づき栗原市に届けるよう要請した。物資の確保と搬送の調整は県生協連が行い、6月17日から27日にかけて栗原市役所に昼食、夕食の弁当(1,440個)を配送した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」 P76

➡ 事前の協定締結により、地震発生後、直ちに調整を開始する体制が求められる。

2. 物資の提供、管理対策

対策

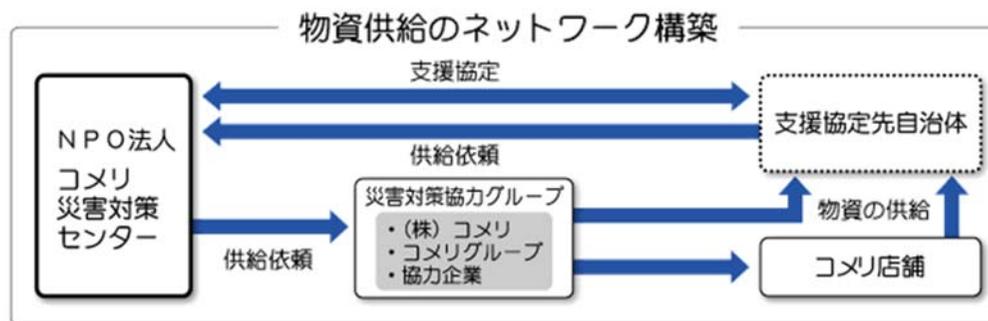
物資確保ネットワークの活用

◆ 民間企業が、**災害対応を行うNPO法人を設立、企業同士で協力体制を構築して自治体へ物資を供給するネットワークを構築し、地震災害後にきめ細かな物資の支援を行った。**

➤ 住関連用品を主に扱うホームセンター企業が、「NPO法人コメリ災害センター」を設立した。

収益を目的とする民間企業ではなく、非営利のNPO法人の方が社会的にも理解を得やすい。結果的に、平常時の活動(自治体との協定等)が企業の活動と分離でき、独立して活動しやすくなっている。

(ヒアリングより)



※物資供給にかかわる費用はセンターから協定に基づき請求する。

(出典) コメリHP

表 コメリによる地震災害時の供給例

新潟県中越沖地震	トイレ用ゴムサンダル、折りたたみ台車、コック付水缶、キッチンタオル、ビニール手袋(炊事用)、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ペットボトル水、おむつ、アルコール消毒液(手洗い用)、シャンプー/リンス、ボディソープ、タオル、電気ポット、延長コード、携帯電話用充電器、冷却シート、ねずみとり、ゴキブリ駆除用品、ハエ取り、蚊取り線香、子供用プール(空気で膨らますタイプ)、ペーパータオル、手回し発電ラジオライト、トイレの消臭剤、折りたたみベッド、ブルーシート
岩手・宮城内陸地震* (応急用)	コンパネ、鉄筋、赤色スプレー、梱包用ビニールひも、バケツ、ブルーシート、梯子、一輪車、番線、ビニールロープ、防塵マスク、角材、脚立、バール、地下足袋、台車、セーフティコーン、ジョウロ
(被災者支援用)	脱衣カゴ、脱衣カゴ収納棚、よしず、お風呂スノコ、ゴミ袋、すのこ(パレット)、雑巾、ノート、鉛筆、レジャーシート、ガムテープ、ポリプロピレンロープ、食器用洗剤、消毒液、キッチンタオル、スポンジ、たわし、エンボス(凹凸つき)手袋、ラップ、割り箸、ブルーシート、竹ぼうき、ラミネートフィルム、ロープ、風呂イス、踏み台、水拭きモップ、水切りバケツ、ちりとり、入浴剤、温度計、金だわし、消臭剤、デッキブラシ、ハエ捕りリボン、シェービングクリーム

(*) 岩手・宮城内陸地震では、地震発生直後は搜索活動や建物内への浸水防止の資機材が、一週間後からは被災者支援のための日用品、消耗品の要請があった。

(出典) コメリHP

民間のネットワークを活用したきめ細かい支援物資の供給が有効である。

2. 物資の提供、管理対策

対策

物流業者による支援

- ◆ 大量の支援物資を効率的に管理、配分するために、**民間物流業者等による支援、物流体制の構築や、受入れ物資の管理の工夫が行われた。**

(新潟県中越地震)

- 北陸信越運輸局及びトラック協会が、新潟県に「緊急物資の円滑な輸送体制の確立について」申し入れを行った。その後、新潟県倉庫協会にも協力を依頼し、新潟県に輸送される支援物資の配送体制を構築した。

(出典) 内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動状況報告書」P93 (右図も)

(新潟県中越沖地震)

- 新潟県では、中越沖地震の発生前より、新潟県トラック協会との協定を締結していた。締結内容には、災害発生時に、物流専門家アドバイザーとして被災地に派遣することが含まれていた。この協定にもとづき、県は柏崎市役所に物流専門家を派遣した。

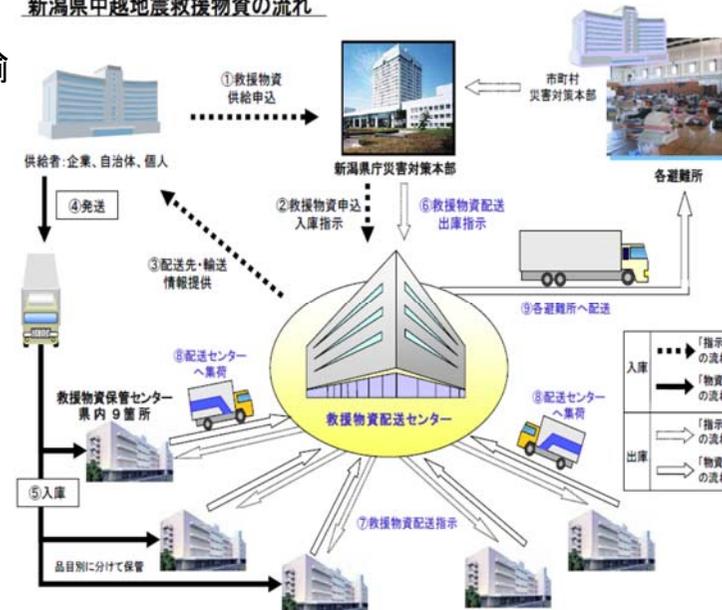
- 派遣された物流専門家の調査結果を踏まえ、県と柏崎市が調整の上、救援物資の輸配送・保管を統括する組織の構築が望ましいと判断し、「柏崎市救援物資等配送センター」を設置した(平成19年7月20日～8月31日)。

(柏崎市救援物資等配送センターの業務)

- ・ 物流専門家などが常在し、各避難所への食糧及び生活必需品等の救援物資に係る情報を集約
- ・ 物資を荷受・集積した倉庫の在庫管理、避難所への物資の仕分け・配送の業務管理

(出典) 三井住友海上、宇田川真之(人と防災未来センター)「救援物資の調達・輸配送の効率化に向けた調査検討」より作成

新潟県中越地震救援物資の流れ



物流関係事業者や関係団体と事前に調整を行い、一連の物資管理作業を任せる方法等について事前に対応を進めておくことが有効である。

2. 物資の提供、管理対策

対策

物流業者との協定による物資管理システムの導入

- ◆ 民間物流業者との協定により、不要な物資の受取りを制限するほか、物資の集配管理を物流業者が担当するシステムが構築されている。

(北九州市)

- 北九州市では、市内の関係局から構成される横断的な組織に、民間の宅配便事業者を加えた「緊急物資対策チーム」が「災害時緊急物資集配センター」を運営し、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理する計画としている。

(北九州市におけるその他の物資調達関連の協定内容)

- 市が必要な物資のリストを業者側に送り、古着や生鮮食品は業者側の窓口で受取りを遠慮してもらう。
- 集配センターに、物流業者が荷捌き担当者や機材(フォークリフト等)を派遣、貸し付けて、検品や仕分け、避難所への配送を行う。

- 北九州市では、市内の6施設を事前に集配センターの候補として選定、各施設の利用計画の立案、図面等も作成し、荷受作業を行なう市民ボランティア、作業を統括する物流業者、行政機関が協力した訓練を実施している。



緊急物資対策チーム編成表

担当	担当部・班	分担業務
運営担当	総務市民部 (総務市民総務班)	・チーム運営の統括・指揮 ・人員配置 ・各担当との連絡調整
施設・搬路担当	建設部 (道路班) 建築都市部 (都市計画班) 港湾空港部 (港湾総務班、港営班、港湾営業班)	・道路、施設の被害状況や、規制状況等の把握 ・物資輸送ルートの確保・選定
物資管理担当	保健福祉部 (保健福祉総務班) 区対策部 (民生班) 産業経済部 (農林水産班) 財政部 (契約班)	・避難所毎の必要物資の把握 ・物資の調達・管理 ・在庫物資の数量管理 (品目毎)
荷捌き担当	<u>宅配事業者 (民間物流企業)</u> 協力部、ボランティア	
	統括班	・荷捌き業務の統括
	荷卸班	・輸送車両からの荷卸、検品
	仕分け班	・品目毎に仕分け、数量管理
	物資分配班	・避難所毎に物資を分配
	積み込み班	・輸送車両への物資の積み込み
	配送管理班	・輸送車両の配置等、配送管理
	車両誘導班	・輸送車両の誘導
	協力班	・荷捌きの実作業
輸送担当	<u>宅配事業者 (民間物流企業)</u> 、 <u>トラック協会、自衛隊等</u>	・トラックによる物資の輸送

(出典) 北九州市HP

(出典) 三井住友海上、宇田川真之 (人と防災未来センター) 「救援物資の調達・輸配送の効率化に向けた調査検討」

➡ 物流関係事業者や関係団体との協定により、大量の物資の受け入れを制限し、物資を一元管理する方法が有効と考えられる。

2. 物資の提供、管理対策

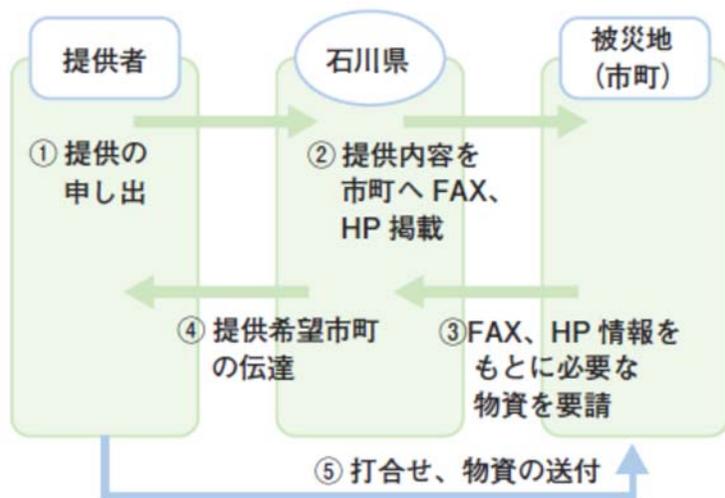
対策

救援物資の申し出に対し、必要な物資だけを受入れる管理体制

- ◆ 救援物資の申し出に対して、受入れ窓口を県等に一本化し、必要とされる支援内容とのマッチングを図りながら、必要なモノだけが被災地に送られるような体制を構築した。

(能登半島地震)

- 石川県では、インターネットやFAXを活用し、受付窓口を一元化した。県が被災地と物資提供元との調整を行い、効果的な物資提供を支援した。



(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P139

平成19年(2007年)能登半島地震 救援物資申出一覧

今日23日19時現在 延べ464件 (うち対応済 138件)

3月25日(日)~4月23日(月) 19時現在

受付日時	提供者(※敬称略)	内容	種類	対応	備考
75/3/27	日本製薬製薬株	マステグアイ内服液(3種類)(ビタミンB1を主要とした栄養剤)万本単位で提供可	医薬品	市町へFAX済み	
143/3/28	匿名	紙マスク1,000枚程度	医薬品	市町へFAX済み	
150/3/28	日野製薬(株)	胃腸薬(560粒)×120本	医薬品	市町へFAX済み	
348/4/4	(株)スパイラルの田中	スパイラルバランスサポーター足先タイプ500個(M、L両数)(エコミー座換群に効果あり)	医薬品	市町へFAX済み	
389/4/6	(有)ブックサポート	消毒消毒液(10L入)4個 専用スプレー12本	医薬品	市町へFAX済み	
11/3/26	匿名	衣類(男女) 保存食(米)	衣料品	市町へFAX済み	
25/3/26	匿名	ハーフコート、防寒着(クリーニング済)	衣料品	市町へFAX済み	
47/3/26	シャルレ代理店(株)ルースル(東京都)	シューズ、肌着、靴下等の下着類	衣料品	市町へFAX済み	
95/3/27	今西	毛糸の靴下(大人用)10足、マフラー10枚、ショール5枚	衣料品	市町へFAX済み	
100/3/27	やまもと	衣類20着ほど	衣料品	市町へFAX済み	
102/3/27	匿名	男性用下着(L又はLL) 長袖シャツ15枚、半袖シャツ2枚、ランニング2枚、ブリーフ	衣料品	市町へFAX済み	
111/3/28	匿名	子どものおむつ 子どものおもちゃ 肌着、衣類その他	衣料品	市町へFAX済み	

石川県のHP上における救援物資申出状況

(出典) (財)消防科学総合センター 「地域防災データ総覧 能登半島地震・新潟県中越沖地震編」P122

(岩手・宮城内陸地震)

- 宮城県では、事業者等からの提供の申し出があった食品の内容及び数量をリスト化して栗原市に提示し、市から要請があった内容について、提供者に対し、直接、栗原市へ提供するよう依頼した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」P77

➡ 県が被災地と物資の供給先の間を調整し、必要な物資のみ供給を行う方策も有効と考えられる。

3. 生活環境対策

課題

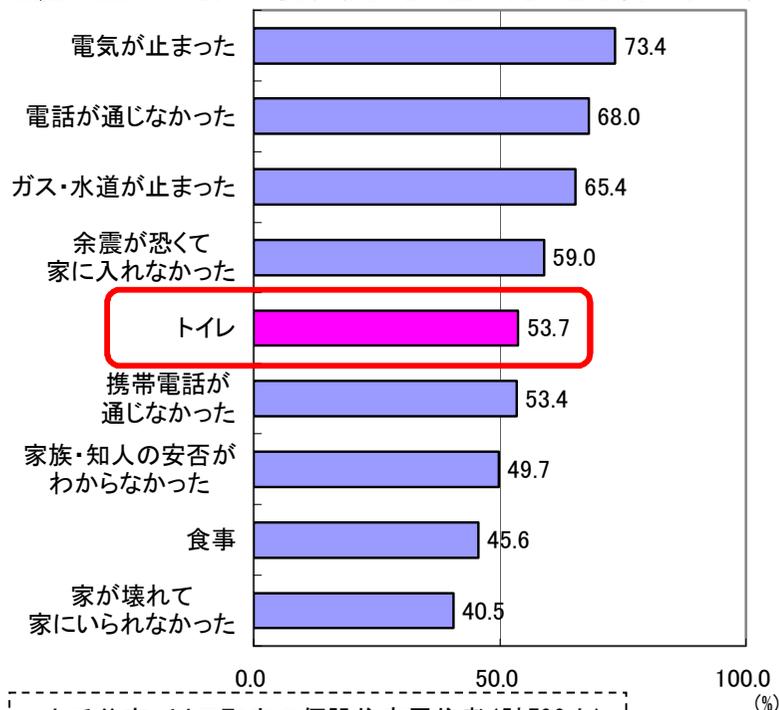
地震発生直後のトイレ不足

□ トイレに「困っている」とする被災者の数は地震発生直後から高い割合にあった。

▶5割前後の非常に多くの住民が(トイレや水道等の)生活必需行動に関わる問題を抱えていたことがわかる。

(新潟県中越地震)

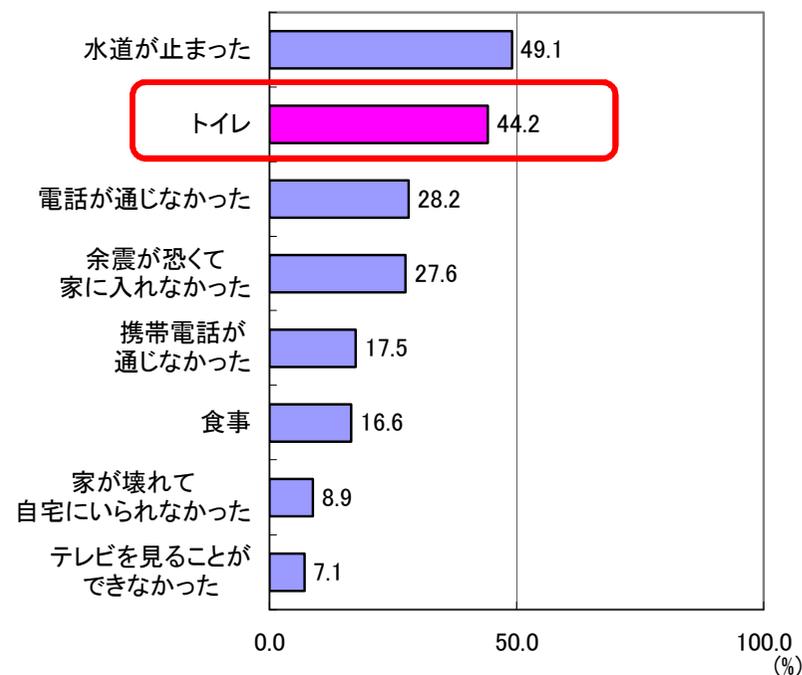
○地震が起こった日の夜、あなたが困ったことは何ですか。



・小千谷市、川口町内の仮設住宅居住者(計590人)
・平成17年2月10日~2月22日

(能登半島地震)

○地震当日、あなたが困ったことは何ですか。



・旧門前町の諸岡地区・黒島地区、旧輪島市の鳳至町・河井町の住民(計500名)
・平成19年8月

東京大学・東洋大学「災害情報調査研究レポート」より作成

日常生活上、トイレは必要不可欠なものであり、断水の場合は発災直後から大量に災害用トイレを確保することが求められる。

3. 生活環境対策

課題

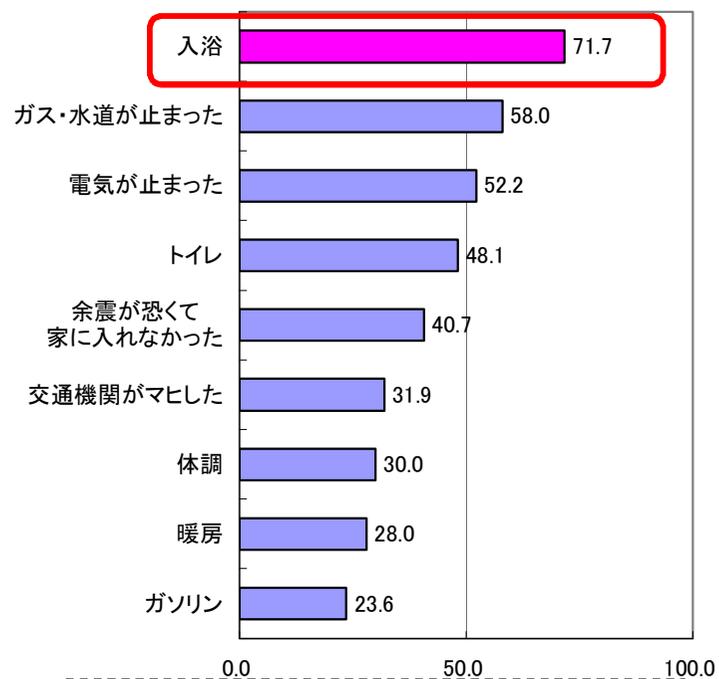
入浴に対する要望

□ 地震発生から1週間程度の時点における調査で、入浴に対する要望が高まっていた。

▶ 避難所生活において入浴は精神的にも衛生的にも非常に重要な問題であるが、自衛隊が風呂を設置するような大きな避難所以外の小さな避難所や指定避難所以外では、風呂に入ることが難しい状況だった。

(新潟県中越地震)

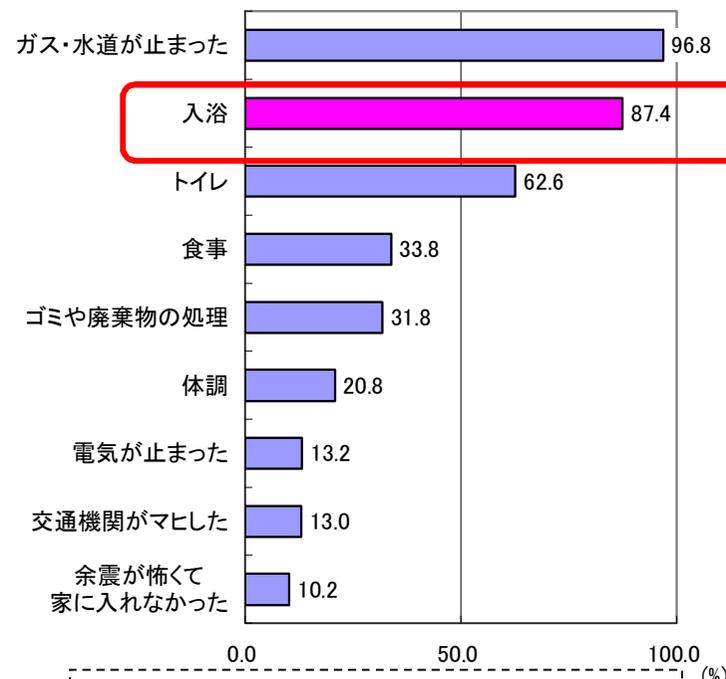
○地震から1週間後で、あなたが困ったことは何ですか。



・小千谷市、川口町内の仮設住宅居住者(計590人)
・平成17年2月10日～2月22日

(新潟県中越沖地震)

○地震から1週間後で、あなたが困ったことは何ですか。



・柏崎市内の被害が大きかった10丁目に住む200人
・平成19年7月27日～8月3日

東京大学・東洋大学「災害情報調査研究レポート」より作成

地震発生後は、精神的、衛生的な観点からも、できるだけ早期に入浴が可能な環境を整えることが求められる。

3. 生活環境対策

課題

避難所の食事、更衣室や授乳室の設置に関する要望

□ 避難所の調査により、**食事の内容や更衣室、授乳室の設置等**に関する状況に対する要望があることが把握された。

➤ 新潟県中越地震の際、新潟県災害対策本部による全避難所を対象とする実態調査が実施された。

【第1回調査】平成16年11月3日

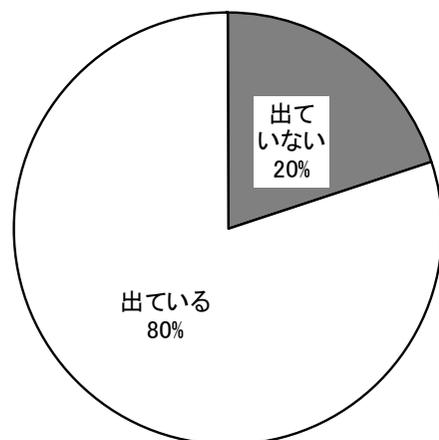
- ・ 20市町村342の避難所で実施
- ・ 県職員126人が分担して訪問
- ・ 避難所責任者、高齢者、乳幼児の母親等の避難者から聞き取り調査
- ・ **温かい食事*に対する要望や、更衣室や授乳室がないこと等、生活環境上、不十分な点がある**ことが明らかになった。

* (参考)厚生労働省「大規模災害における応急救助の指針について」(平成14年3月20日改正)

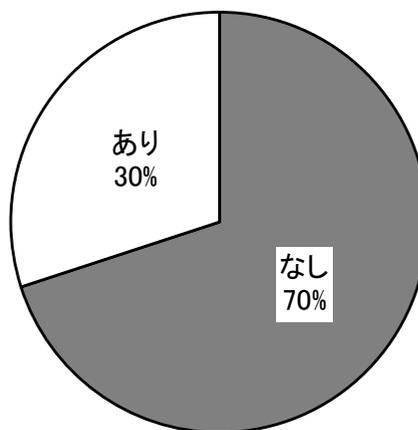
(出典) 新潟県「中越大震災」p116

「食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、**適温食の提供**、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。」

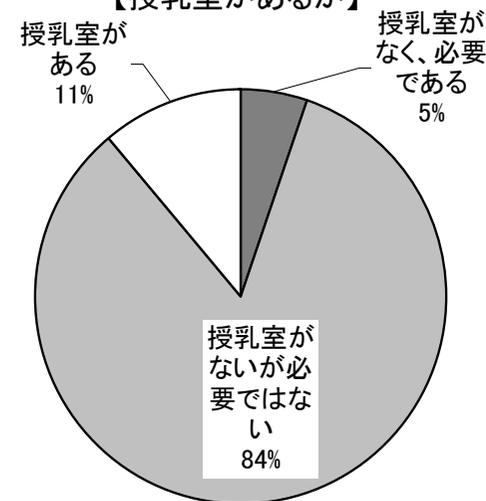
【温かい食事が提供されているか】



【更衣室があるか】



【授乳室があるか】



(出典) 新潟県避難所実態調査

➡ 避難所での日常生活上、様々な条件が必要な人に配慮した生活環境が求められる。

保健・衛生環境に関する問題

- 避難所は、狭い空間での集団生活や、温度、湿度調整、換気等が難しいことから、**感染症等が蔓延しやすい。**

(新潟県中越地震)

- (感染症予防等健康への注意喚起チラシは、地震発生3日後に配布したが、)大規模な避難所では**風邪やノロウイルスの集団発生が見られた。**

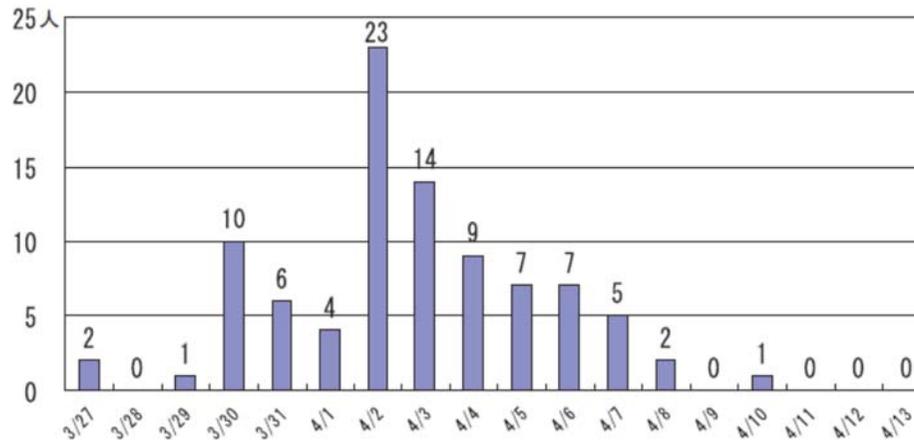
(出典)新潟県「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」P126

- 集団生活のため、**風邪や感染症に対する不安があり、休眠室、安静室(静かに過ごせる部屋)の要望があった。**

(出典)新潟県避難所実態調査

(能登半島地震)

- 避難所で**ノロウイルスによる感染性胃腸炎が発生している。**



嘔吐、下痢等の有症状者(新規発生)の推移(日別)

(出典)石川県「能登半島地震記録誌」P98

- 防災担当者やボランティアを含め避難所運営に携わる者は、避難所における保健・衛生環境上の注意点を覚えておき、早期に対応する必要がある。

3. 生活環境対策

課題

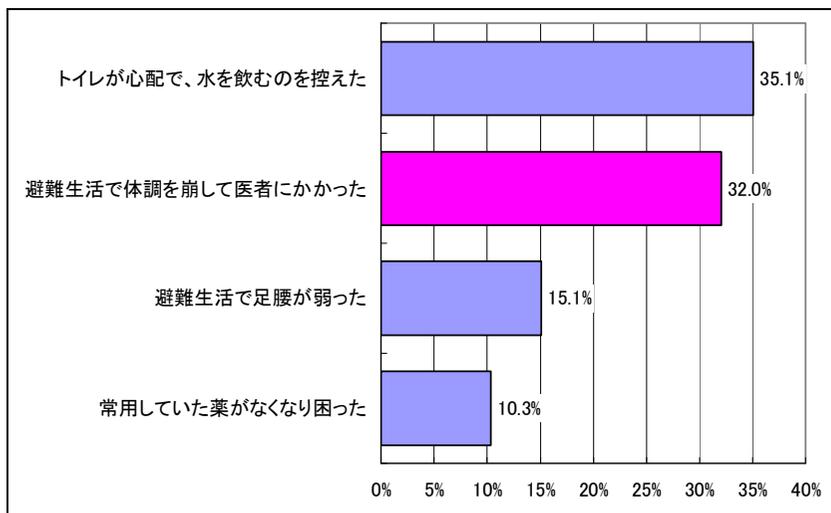
避難生活に伴う健康への影響

□ 被災者の中には、避難所生活で体調を崩す人がいる。

➤ 避難生活で体調を崩して医者にかかった人は、新潟県中越地震では32.0%、能登半島地震では11.8%いたという調査結果がある。

(新潟県中越地震)

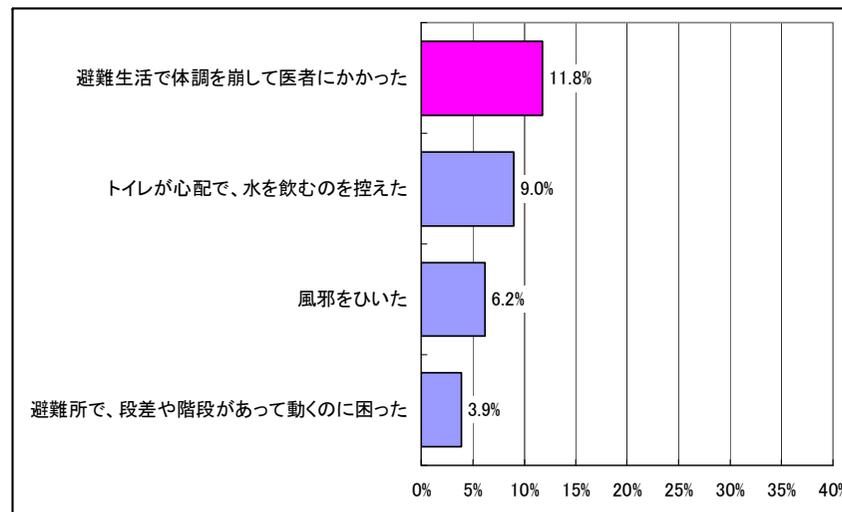
○避難場所で、以下のような生活を体験しましたか。



・小千谷市、川口町内の仮設住宅居住者(計590人)
・平成17年2月10日～2月22日

(能登半島地震)

○避難場所で、以下のような生活を体験しましたか。



・旧門前町の諸岡地区・黒島地区、旧輪島市の鳳至町・河井町の住民(計500名)
・平成19年8月

東京大学・東洋大学「災害情報調査研究レポート」より作成

➡ 避難所の生活環境が被災者のストレス、さらに健康被害につながるおそれがあるため、環境を整える必要がある。

応急的なトイレ確保

- ◆ 被災市町村は仮設トイレの支援を県等に対して要請した。また、応急的な措置として、**携帯トイレ等の確保、配布の措置を行った。**

(新潟県中越地震)

- 新潟県は、仮設トイレを斡旋する旨を市町村に通知すると共に、仮設トイレを確保し、市町村の要請を受け、レンタルによる措置を実施した。**市町村の要請から遅くとも2日後には仮設トイレは設置され、概ね(地震発生後6日目の)28日には延べ848棟の設置が完了した。**
(出典) 新潟県「中越大震災(前編)」P225
- 新潟県は、10月24日が日曜日であったために**同日中の仮設トイレの設置が出来なかった小千谷市内の避難所に、新潟市が提供した携帯用使い捨てトイレ20,000個を24日中に配布した。また、新潟県は上下水道復旧までの自宅用として、29日に全国の都道府県に対して無償提供を呼びかけ、延べ201,900個の斡旋を行った。**
(出典) 新潟県「中越大震災(前編)」P225より作成
- 国土交通省北陸地方整備局は、関係団体である**建設業協会、日本道路建設協会、日本土木工業協会、PC協会等に工事現場用の仮設トイレの無償提供を要請し、地元の建設業者らは仮設トイレを被災各地域の避難所に搬送した。**
(出典) 山下亨「トイレって大事!」近代消防社P17より作成

【緊急的なトイレ確保の例】

阪神・淡路大震災では、一部の学校で、校内のトイレを川やプールの水で流しながら使っていた。地震直後、水を用意せず流さずに溜まるままだったトイレは、教職員が1日3~4回、ビニール袋で処理していた。

(出典) 震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会「震災時のトイレ対策」

災害発生直後は、仮設トイレが確保できるまでの応急的な対応として、携帯トイレの使用が考えられるため、使用場所としてのトイレを確保する。水が流れないトイレを使用禁止にする、学校のプール水等を汲み出して流す等の対応が考えられる。

大量の仮設トイレの確保や、緊急的なトイレの使用についてのルールを確立しておくことが必要である。

〔参考資料〕 仮設トイレの事例

トイレ ユニット

※ 日野興業(株)
社製

- ・ 据え置き型の簡易水洗（床下タンクに貯留するタイプ）トイレ
 - ・ ポリエチレン製
 - ・ 本体
幅 850mm × 奥行 1650mm × 高さ 2550mm
 - ・ タンク
幅 850mm × 奥行 1650mm × 高さ 350mm
(約490ℓ：約1,300回分)
- (注) 23Lのタンクで約60回との目安あり

資料： 日野興業(株)
ホームページ

(和式)



(洋式)



〔参考資料〕組立・簡易トイレの事例

新潟県中越地震以降、避難所において特に高齢者や障害者用のトイレ対策が課題となっている中、現在では以下のような組立・簡易トイレが販売されている。

<p>ワンタッチ トイレ</p> <p>※ (株)ニード 社製</p>	<ul style="list-style-type: none">・組立は、ワンタッチ。・便座は一般家庭用様式・強度が強く、何回でも使用可能 <p>資料： (株)ニード社ホームページ</p>	
<p>OKAKU</p> <p>※ (株)テシカ 社製</p>	<ul style="list-style-type: none">・ダンボール製※大人が座っても壊れないくらいの強度・組立所要時間約3分・専用の凝固紙付パック（オカパック）付き・収納時 幅305mm×奥行385mm×高さ70mm <p>資料： (株)テシカ社ホームページ</p>	

〔参考資料〕 組立・簡易トイレの事例

<p>マイレット</p> <p>※まいちに(株)製</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間（約15～20分）で組立が可能 ※工具・電気・水道工事が不要 ・ 大量処理機能により、約5,000回以上の使用が可能（大人30人で30日以上） ※固体と液体を分離し、液体のみを排出するため、より長期間の使用が可能 ・ 車椅子でもトイレ内を回転可能 ※災害弱者対応型 ・ バキューム車による汲み取り ※固液分離方式 <p>資料：まいちに(株)ホームページ</p>	  
<p>ラップポン トレッカー</p> <p>※星野総合商事(株)製</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄物をフィルムに1回ごとに完全密封（水の使用なし） ・ 特殊フィルムと凝固剤で可燃ゴミとして処理可能 ・ 電源：AC100V、消費電力最大300w <p>資料：星野総合商事(株)ホームページ</p>	 

〔参考資料〕 組立・簡易トイレの事例

<p>バイオトイレ LMDBR</p> <p>※大中央電設工業 (株)製</p>	<ul style="list-style-type: none">・ バイオR21を組み込んだ建物一体型・ ※水を使わないバイオ発酵分解の新技术・ ※ヒーターの熱等により微生物を死滅、バクテリアの投入により、し尿に含まれる残存有機物（食物繊維関係）を分解・ 移動設置可能で、仮設・常設両用タイプあり・ ソーラーパネル、風力発電のプロペラの搭載が可能 <p>資料：大中央電設工業(株)ホームページ</p>	  
<p>せせらぎ</p> <p>※(株)オリエン ト・エコロジー 製</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 無臭トイレ・ ※排泄物を酸化させ、有機物を固形化し、腐敗・発酵作用を停止させる・ メンテナンスフリー・ 設置・撤去が極めて容易・ ゆとりのある室内空間・ 常流循環式で常に便器を洗浄 <p>※新潟県中越地震の際に川口町に設置され、臭気もなく、利用者に好評であった。</p> <p>資料：(株)オリエン・エコロジーホームページ</p>	

〔参考資料〕 組立・簡易トイレの事例

災害用マンホールトイレ

※(株)イーストアイ社製

- ・ 下水用マンホール内に、汚物を直接廃棄する簡易設営タイプのトイレ
- ・ 避難所などに設営する災害用仮設トイレのひとつで、汲み取りが不要
- ・ 和式と洋式の2タイプ
- ・ 軽量なので設置場所への持ち運びが楽。
- ・ 工具なしで簡単組み立て。
- ・ 組み立て所要時間約3分。
- ・ 立ち座りをサポートする手すり付き。
- ・ 手すりは、握りやすいウレタンフォーム付。
- ・ 便利なペーパーホルダー付。
- ・ 洋式は、座面の高さが調節でき、子供やお年寄り用に低くトイレを設営することが可能。

資料：(株)イーストアイホームページ



入浴できる施設の確保

- ◆ 避難所周辺の**入浴施設(銭湯等)や、ホテル、旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供により確保された。**

(新潟県中越地震)

- いち早くある温泉旅館組合から温泉の湯を持って総合体育館に来ていただいたり、民間企業からも仮設風呂の提供を頂き、大勢の市民が利用させてもらいました。自衛隊の仮設風呂は行列ができ、昔の銭湯のような雰囲気があり大人気でした。市内には最大4か所の仮設風呂と仮設シャワー施設が設置されました。

(出典) 関広一「自治体の叫び」ぎょうせい、P35

(能登半島地震)

- 石川県知事が陸上自衛隊に派遣要請を行い、輪島市門前町(道下地区)にて、陸上自衛隊が3月28日～4月7日の間、入浴施設を設置した。利用者数は約2,000人(平均約200人/日)であった。

(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P60



(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P60

■ 公衆浴場と災害時における施設使用協定(宮城県大崎市)

宮城県大崎市は平成20年1月15日、鳴子、東鳴子、中山平、川渡、
 鬼首の5つの温泉旅館組合、10カ所の公衆浴場と災害時における
 施設使用協定を結んだ。同市は地震などの災害が起きたときに被災者に旅館と公衆浴場の風呂を無料開放し、避難所生活が困難な高齢者や障害者に旅館を避難所として提供する。(中略)公衆浴場を臨時的な入浴施設として使用する期間は原則として3週間とする。入浴費用は被災から1週間は施設側が全額負担し、8日目以降は市と施設が折半する。

【応急時の入浴に関する方針例】

特に衛生面で注意が必要な妊産婦、乳幼児の整容を図るため、これらの人々を優先的に入浴させることが考えられる。なお、風呂が確保できない段階においては、体を拭く等の対応が必要であるため、そのための個室等のスペースを確保することが必要である。

➡ 入浴の要望に対応できる施設のリストアップ、協定の締結等が求められる。

避難者の要望への対応

◆ 避難所実態調査の結果を受け、食事やトイレ、入浴の対策が取られた。

➤ 避難所実態調査の結果を受け、被災地内外の協力を得て対応がとられている。

【第1回調査】 平成16年11月3日

- ・ 20市町村342の避難所で実施
- ・ 県職員126人が分担して訪問
- ・ 避難所責任者、高齢者、乳幼児の母親等の避難者から聞き取り調査

【新潟県中越地震の避難所実態調査を受けた対応】

(1) 食事（自衛隊の炊き出し以外）

- ・ 地元の弁当業者グループにより温かい弁当を提供
- ・ 避難所のニーズを毎日の配食時に聞き取り、副食となる缶詰や避難所で温かく出せるもの（インスタントみそ汁、レトルト食品等）を配給、地元鮮魚商組合から全避難所へ弁当を配給。
- ・ 缶詰や果物について、1日1回は避難所に送る。夕食を弁当に、昼に各避難所でみそ汁を出す。

(2) トイレ

- ・ 自宅付近への仮設トイレの設置要望には、市町村と連携しながら、自宅トイレで使用できる携帯トイレで対応することとし、必要数を随時送付。
- ・ 高齢者や要介護者の利便性向上のため、洋式トイレがない避難所に洋式のポータブルトイレを配置。
- ・ 県内外の応援を得て、必要な市町村にバキューム車を配備し、定期的なくみ取りを実施。

(3) 風呂

- ・ 入浴可能な場所の情報、無料送迎サービスや比較的空いている時間帯の情報を提供。
- ・ 高齢者等については、介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の配置を手配。また、介助のニーズについては市町村でボランティア等を手配。
- ・ 自衛隊の移動入浴セットを設置。

(4) 更衣室、授乳室

- ・ 自衛隊テントの貸し出しにより設営
- ・ 避難者数の減少により空いた部屋を更衣室に転用

(出典)新潟県中越地震災害対策本部「避難所実態調査(11.3)後の対策について」平成16年11月9日

間仕切りの確保

◆ 避難所のプライバシー確保のため、間仕切りの設置が行われた。

(福岡県西方沖を震源とする地震)

- 避難所の間仕切り（高さ40cm）を班ごとに配布した。
 - 幅のある通路を確保した。
- ### (新潟県中越沖地震)
- パーティションを利用した更衣室等が設置された。

(出典) 静岡県防災局防災情報室編「避難所アメニティの向上に係る検討会（報告書）」平成20年4月

九電記念体育館



(出典) 福岡県「福岡県西方沖地震記録誌」

柏崎市 松浜中学校



(出典) ピースウィンズジャパンHP

【間仕切りの設置の考え方】

- ・ 人目を気にせずに着替えや授乳をすることができる個室を確保する。
- ・ 個室を確保することができない場合には、周囲からの視線を遮ることのできる高さの間仕切り等で隔離した空間を確保する。
- ・ 教室を授乳室や更衣室、要援護者とその家族に割り当てる等の配慮が必要である。
- ・ 間仕切りは居住スペースの仕切りとして利用するほか、高さの高いタイプのものは、着替えや授乳用ブース、トイレブースとして利用できることから、大小サイズの間仕切りをある程度備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 地域のつながりの強い地区では、間仕切りが不要となることがある。また、施設内の通気性を考慮し、間仕切りを使用しないこともある。避難所にいる避難者のニーズ等を把握し、実態に即した避難所運営が望まれる。

(出典) 静岡県防災局防災情報室編「避難所アメニティの向上に係る検討会（報告書）」平成20年4月

➡ 着替え等、最低限のプライバシーを確保しながら、避難者の要望に応じて間仕切りを設置する等、スペースを区分することが求められる。

3. 生活環境対策

対策

避難所等での健康管理対策

- ◆ 避難所等での感染症発生を防ぐため、地震発生後直ちに注意喚起が図られた。
- ◆ 被災者の健康管理を行うために、様々な機関から医療の専門家が派遣され、避難者の診断等を行った。

(新潟県中越沖地震)

- 新潟県は、地震発生後の2日後までに注意喚起のチラシ22,000部及び大型ポスター(A1版)600部を作成し、柏崎市及び刈羽村の避難所を中心に配布した。

(出典) 新潟県「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」P125

(能登半島地震)

- 石川県は、地震発生後、医療の専門家からなる健康管理チームを避難所に常駐させ、避難住民の健康チェック、健康相談、感染症予防対策、エコノミークラス症候群予防対策、生活不活発病予防対策など、24時間体制で避難住民の健康管理活動を実施した。

健康管理チームの派遣状況

派遣期間	チーム数、従事者数	派遣元
3月25日 ～ 4月29日	延べ 518チーム、1,036人 (当初11チーム、 最大27チーム)	【県内】 石川県保健福祉センター、各市町村、石川県看護大学、総合看護専門学校、金沢大学、社団法人石川県看護協会、財団法人石川県成人病予防センター 【県外】 新潟県、富山県、福井県、新潟市、社団法人富山県看護協会、社団法人福井県看護協会

(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P98より作成

新潟県中越沖地震時の配布チラシ

住民のみなさまへ

慣れない環境の中で病気（特に食中毒、ノロウイルス感染症など）にならないよう、十分に気を付けましょう。

- 手洗い・うがい
 - ・ 流水（ペットボトルのお茶等でもよいです）で石けんを使って、手洗いをしっかり行いましょう。

食事をする前
トイレの後
外から帰った後

- ・ 不可能であればおしぼり等を使用しましょう。
- ・ うがいをしっかり行いましょう。

- たべもの
 - ・ 鮮度や期限に注意しましょう。停電した冷蔵庫に入っていた要冷蔵食品は食べないようにしましょう。
 - ・ 前日の食べ残しや期限の切れた食品は捨てましょう。
 - ・ 臭いなどの異常がないか確認して食べましょう。

- エコノミークラス症候群
 - ・ 車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。できるだけ体を動かし、十分に水分を取りましょう。

◎ 具合の悪い時は早めにご相談下さい。

(出典) 新潟県「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」P127

➡ 集団生活での健康管理が重要であることから、注意喚起や医療の専門家チームによる診断等を行うことが望ましい。

福祉避難所の活用

□ 災害時には配慮が必要な人への対応が必要になる。

- 「福祉避難所」の事前指定の状況については、平成22年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体割合が34.0%であり、全国で7,104施設が指定されている。
(出典) 厚生労働省調べ
- 厚生労働省では、平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を作成し、各都道府県を通じて、福祉避難所の活用・促進についてお願いしている。

厚生労働省「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成20年)

1 ガイドラインの目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要があるが、特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来すため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をする必要がある。

このようなことから、本ガイドラインは、災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるものとして、作成したものである。

本ガイドラインは、福祉避難所の設置・運営に関して標準的な項目を基本としていることから、各地方公共団体において、ガイドラインを参考に独自のガイドライン又はマニュアルを作成することを期待するものである。

(福祉避難所)

福祉避難所とは、要援護者(高齢者、障害者)等が安心して生活ができる体制を整備(段差の解消やスロープの設置、情報関連機器(ラジオ、テレビ、電光掲示板)の整備 等)した避難所である。耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

(出典) 厚生労働省より

福祉避難所の活用を図ることが望ましい。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

課題

避難所実態調査で把握された要望

□ 避難生活が長期に渡る避難所においては、季節の変化(暖房等)への要望や、乳幼児がいる母親からの要望が出された。

➤ 新潟県中越地震の避難所実態調査(第1回:平成16年11月3日)のフォローアップのための調査が、特に避難生活が長期に渡るとされる避難所で行われた。

【第2回調査】平成16年11月17日

- ・ 特に避難者が多く、避難生活が長期にわたると考えられる長岡市、小千谷市、川口町の38の避難所を対象として実施
- ・ 長岡地域振興局職員が訪問
- ・ 避難所責任者、女性の高齢者、乳幼児の母親等の避難者から聞き取り調査
- ・ 前回の調査で明らかになった問題点の多くは改善されたが、なお、トイレや更衣室の不便を訴える声が聞かれた。また、冬に向けての暖房器具の確保、休養室の設置など新たな要望も出てきた。

(出典) 新潟県中越地震災害対策本部「第2回避難所実態調査の結果(概要)について」、新潟県「中越大震災」p116

【きめ細かい生活環境の確保に関する要望の例】

女性の高齢者からの要望	乳幼児がいる母親からの要望
<ul style="list-style-type: none">・ 同じ姿勢で寝ているし、<u>動かないから足がむくむ。</u>・ <u>ストレスなどで風邪が治りにくい。</u>・ <u>食事のバランスが取れない。風邪が集団で流行っていて心配。</u>・ 夜になると人がいっぱい<u>プライバシーがない。</u>・ 風邪っぽいので悪くならないよう気を遣っている(<u>咳などすると人の迷惑</u>)・ <u>避難所のトイレでは不自由</u>なため自宅に戻った;<u>トイレの段差が大変</u>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>洗濯できない。</u>コインランドリーが混み合っている。・ <u>周囲に気を使って疲れる。</u>・ ミルクをテント内で与えている。<u>泣いたりするので気を使う</u>・ 保育所の復旧を急いでほしい。<u>半日でも預かってくれるところがあれば家の片付けに行ける。</u>
	その他避難者からの要望
	<ul style="list-style-type: none">・ 個々のペースで生活しているため、<u>食事の隣で掃除をしている人がいる。</u>

(出典) 新潟県中越地震災害対策本部「第2回避難所実態調査の結果(概要)について」

➡ 避難者の要望は、できるだけ事前に予測を立てて対応することが望ましい。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

課題

様々なタイプの配慮を考慮しておく必要性

□ 特別な配慮が必要な被災者には様々な状態があり、複数の配慮が必要な場合も多い。

A. 健康状態について配慮が必要な状態

- I. 災害発生前から、健康状態上管理が必要な場合
 - ・病気のある人(生命維持に直結する機器<人工呼吸器、人工透析、在宅酸素療法等>が必要、薬物治療中、食事療法中、運動療法中等)
 - ・妊婦
 - ・新生児、乳児
 - ・環境管理が必要な人(頸髄損傷で体温調整が困難な人、アレルギー疾患・素因のある場合等)等
- II-1. 災害でケガをした場合
- II-2. 災害を契機に新たな疾患が発生、顕在化する場合
 - ・アルコール依存症 等
- III. 災害を契機とした疾患出現の「予防」が必要な場合
 - ・生活不活発病のリスクが高い人
 - ・高齢者(予備力が低下している) 等

B. 生活機能面について配慮が必要な状態

- I. 日常生活活動低下
 - 1. 介護を受けている場合
 - 2. 限定的自立の場合(自宅など日常の生活範囲でのみ自立)
- II. 要素的活動低下
 - 1. コミュニケーションに困難のある場合(視覚障害、聴覚障害、失語症、知的障害、認知症、高次脳機能障害等)
 - 2. 判断能力に困難のある場合(知的障害、精神障害、認知症、高次脳機能障害等)
 - 3. 集団行動の遂行に困難がある場合:パニックを生じる、騒ぐ、同じペースで行動できない等(精神障害、発達障害、知的障害、認知症、高次脳機能障害等)
 - 4. 移動に困難のある場合:歩行や立ちしゃがみ困難等(足のまひ等)
 - 5. 腕、手に不自由がある場合
 - 6. 耐久性が低い場合(呼吸器障害、心臓疾患、慢性疾患、体力低下等)

(出典) 大川弥生「災害医療の新たなターゲット:「生活機能」の視点から」

【災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおける「災害時要援護者」の考え方】

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

(出典) 災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成18年3月

どのような援護が必要なのかを理解して対応する必要がある。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

課題

生活不活発病、生活機能低下の危険性

- 地震後には病気・ケガだけでなく、生活機能低下が生じやすく、地震をきっかけとして「動かない」(生活が不活発な)ことで心身の機能低下(生活不活発病)が生じやすい。
特に高齢者等では注意が必要。

地震後の生活機能低下の原因として、生活不活発病に注意が必要。

地震のため環境が変化したことで生活が不活発になりがちである。生活が不活発な状態が続くと心身の機能が低下し、「生活不活発病」となる。

- 特に高齢者では起りやすく、悪循環となりやすい。
すなわち、生活不活発病がおきると 歩くことなどが難しくなったり疲れやすくなったりして「動きにくく」なり、「動かない」ことで、ますます生活不活発病はすすんでいく。
- 「活動」が自立していても、「限定的自立」者では低下しやすい。
- 症状がはっきり見えなくても、「生活が不活発」になっていれば発生していると考える。

(出典) 大川弥生「災害時の生活機能低下予防」

- 生活不活発病 … 「生活が不活発なことが原因で、心身の機能のほとんど全てが低下すること」
・学術用語としては「廃用症候群」
・一つひとつの心身機能低下の症状よりも先に、日常生活活動の「やりにくさ」にあらわれる。

歩行状態の変化

(新潟県中越地震)

- 地震発生後、要介護認定者の約40%、非要介護認定者でも11%の被災者が「地震後、歩行状態が低下し、その後も回復していない」という調査結果がある。健康とは病気・外傷がないだけでなく「生活機能」の観点も重要。

	非要介護認定者	要介護認定者
地震前より改善	7名(0.4%)	2名(1.3%)
変化なし	1093名(67.2%)	50名(31.5%)
低下後回復	172 [10.6%]	17 [10.7%]
	129 [7.9%]	21 [13.2%]
低下後再び低下	129 [7.9%]	21 [13.2%]
低下後経過非回答	16 [1.0%]	3 [1.9%]
非回答	30名(1.85%)	2名(1.3%)
計	1626名(100%)	159名(100%)

(出典) 大川弥生「災害時の生活機能低下予防」

生活不活発病、生活機能低下を予防する取り組みが必要である。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

課題

災害関連死の危険性

□ 避難に伴う疲労やストレス等の理由により「災害関連死」と考えられる死者が発生した。

(新潟県中越地震)

- 地震時の家屋や崩壊土砂等の下敷きなど直接的・物理的原因で死亡した人は16人であり、それ以外の52人が避難の疲労等による「災害関連死」と考えられている。
- ・ 避難中の車内で疲労による心疾患で死亡
 - ・ 慣れない避難所生活から肺炎状態となり死亡
 - ・ エコノミークラス症候群(肺動脈塞栓症)の疑いで死亡
 - ・ 地震後の避難生活での疲労等により突然死
 - ・ 地震により強いストレスがかかり、体力が低下し、呼吸不全で死亡
 - ・ 地震の疲労等による誤飲により死亡
 - ・ 地震による疲労が原因と思われる交通事故により死亡
 - ・ 排雪処理作業後、パワーショベルをトレーラーに積み込む作業中、過労が原因となり操作を誤り、道路わきの河川に転落し溺死
(出典) 新潟県「中越大震災」p7、平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(最終報)

(新潟県中越沖地震)

- 地震からある程度期間が経ってから死亡した者のうち、地震被害と何らかの間接的な関係のある原因による死者は4人であった。
- ・ 被災によるストレスのため急性心筋梗塞で死亡
 - ・ 地震や長期入院によるストレスのため死亡
(出典) 新潟県「中越沖地震記録誌」、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震による被害状況について(第281報)

【参考】阪神・淡路大震災における災害関連死

震災関連死の死者数は、自治省消防庁災害対策本部「阪神・淡路大震災について(第101報)」(平成9年12月24日)において、「災害発生後疾病により死亡したものであるが、関係市町で災害による死者として認定した者」として910人という数字があげられている。

(出典) 内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」1-1-2

特に配慮が必要な人に対して、災害関連死に至らないよう注意するための対応が必要である。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

福祉施設等、配慮の必要な人の緊急受入れ先の確保

- ◆ 配慮が必要な人を受入れるために、社会福祉施設への緊急入所の措置が実施されるとともに学校等に福祉避難所が設置された。

(能登半島地震)

- 厚生労働省は、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を石川県及び金沢市に通知した。また、避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者等の要援護者に対して、福祉施設における定員を超えての受入、空きスペースなどを福祉避難所として提供することなど、緊急的な措置への対応を全国社会福祉協議会を通じ石川県内の社会福祉法人に依頼した。

(新潟県中越沖地震)

(出典) 厚生労働省「平成19年(2007年)能登半島地震による被害状況及び対応について(第11報)」

- 柏崎市において、社会福祉施設や学校等を活用した福祉避難所が開設され、高齢者等利用者の負担軽減のための簡易ベッド等の使用や、関係福祉団体による介護職員等の専門職員の派遣が行われた。

(出典) 厚生労働省より

- 地震発生翌日の17日という、極めて早い段階で刈羽村デイサービスセンター「きらら」に福祉避難所が設置された。結果的に最大9箇所の福祉避難所が設置され、延べ46日間、2,355人が利用した。

福祉避難所として利用した場所(柏崎市及び刈羽村)

柏崎小学校	空き教室を利用したコミュニティホームの部屋、音楽室
柏崎高校	セミナーハウス
特養、デイサービスセンター	空きスペース

(出典) 日本赤十字社「平成19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録」P53



(福祉避難所の例)

(出典) 静岡県HP 防災局厚生部資料「平成19年新潟県中越沖地震」被災地調査の実施(結果)」

➡ 様々な機関の協力により、事前に福祉避難所として利用可能な空間や、資機材等を確保することが望まれる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

協定による受入れ施設等の確保

◆ 旅館やホテル等の協力を得るため、事前に業界団体との協定等が締結されている。

(徳島県「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」)

➤ 災害救助法の適用を受ける大規模災害において、体育館などの避難所での避難生活が困難な高齢者・障害者等の災害時要援護者が、少しでも安全に、また安心して避難生活を送ることができるよう、宿泊施設等を避難所として提供してもらうための協定が締結されている。

(協定締結先)

- ・徳島県旅館業生活衛生同業組合 (会員数 100施設)
- ・社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部(会員数 37施設)

■ 県内旅館業界との協定(徳島県)

南海地震などの大規模災害時を想定した措置。災害救助法の適用を受ける大災害時に、体育館など避難所での生活が困難な高齢者(65歳以上)や障害者と付添人、乳幼児とその家族、助産婦らが少しでも安全に、また安心して生活ができるよう、旅館・ホテルに空き部屋を提供してもらうのが狙い。

県によると、両団体の加盟施設数は計100。施設自体が被害を受けておらず、また宿泊客もいないと想定すると「最大6400人が収容可能(同)」という。宿泊施設を利用できる期間は、災害発生時から仮設住宅ができるまでを見込んでいる。施設では宿泊や入浴、食事が提供されるが、費用は国や県が負担し、被災者は原則、無料となる。

(出典) 週刊観光経済新聞HP

(参考)

新潟県中越地震では、65歳以上の高齢者、障害者向けに、ホテル・旅館の空き室を避難所として設置した。利用が最も多かった平成16年11月においても、延べ8,176人(1日平均270人)の利用にとどまった。

(出典) 新潟県「中越大震災」P118、内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」P106より作成

事前の協定等により、地震発生時の受入れ先として、民間施設を含めた確保対策を進めておくことが望まれる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

こころのケア

- ◆ 地方自治体や大学病院の医師、民間関係団体との連携により、こころのケア対策が実施された。

(新潟県中越地震)

- 7.13水害を機に策定された「災害時におけるこころのケア対策会議実施要項」に基づき、県、被災市町村、新潟大学、民間関係団体(県精神科病院協会、県臨床心理士会)等で構成される「心のケア対策会議」が設置され、以下の対策を実施した。

こころのケアホットライン： 休日・夜間も受け付ける電話相談を実施

実施団体： 県精神保健福祉センター、県臨床心理士会、児童相談所

相談件数： 1,051件（10月24日から1月31日の100日間）、内容：「不安」の訴え（256件）

こころのケアチームの派遣： 都道府県等全国39機関・団体からの派遣応援を受け、述べ843チームで急性ストレス障害等へ対応

結果、急性ストレス障害とみられる不眠(1,824件)、不安(1,793件)などが認められた。

普及啓発： 被災者や、ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対して、こころのケアの普及啓発のパンフレットを配布。

関係者の研修： ケアチームの精神科医等が、保健師や教師などに、被災によるストレスとその対処法などの研修を実施

(出典) 新潟県「中越大震災」P118

(岩手・宮城内陸地震)

- 奥州市及び市社会福祉協議会は、県精神保健福祉センター等と連携し、県内保健所、日赤、県立大学等の医師、保健師及び看護師等の協力を得て、こころのケアが必要な避難住民、高齢者、障害者及び児童生徒に対し、カウンセリングや診療等を行った。

(出典) 財団法人消防科学総合センター 地域防災データ総覧「岩手・宮城内陸地震編」平成22年2月



図 被災者の心のケア(新潟県中越地震)

(出典) 十日町市「あしたへ」P52

関係団体が連携し、こころのケア対策を実施する体制が求められる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

様々なタイプの配慮の具体的内容

◆ 災害後の生活の中での「特別な配慮」を知っておく。

避難所等の生活の中での「特別な配慮」の具体的な内容を「特別な配慮の必要な人」との関係で把握しておくことが望まれる。その場で災害時実行可能な対策が工夫し易くなる。

配慮事項の避難所での例: 食事(食べる・飲む)

－特別な配慮の内容(例)－

- 特別な食事(治療用食事)
 - ・ 特別な治療食(先天性代謝疾患等)
 - ・ 食事療法用(高血圧(減塩食)、糖尿病食、腎臓病食、等)
- 食事形態
 - ・ ミルク(※哺乳瓶消毒)
 - ・ 授乳(※プライバシーに配慮した場所の確保)
 - ・ 離乳食
 - ・ 柔らかい食事、噛みきり易い食事
- 食事動作の介助
- 食事の環境: テーブル・椅子
- 十分な摂取
 - トイレル利用回数制限したくて、飲水量を制限
- 衛生面
 - ・ 個人による弁当、菓子等食品の保管
- 食事の入手
 - ・ 食事配布の知らせが届く
 - ・ 列をつくって待つ

－特別な配慮が必要な状態(例)〈33ページ参照〉－

- ← 病気のある人(食事療法中) [A-I]
- ← 新生児・乳児 [A-1]
- ← 摂食行為(かむ、のみこむ、等)に困難のある場合 [B-I-1、2]
※義歯使用者(義歯を持参できなかった場合)
- ← 食事動作に介助を受けている場合 [B-I-1]
- ← 食事動作が限定的自立の場合(限られた姿勢でのみ自立) [B-I-2]
- ← 脱水症予防 [A-III]
(※排泄行為に困難のある場合 [B-I-1、2])
- ← 食中毒予防 [A-III]
判断能力に困難のある場合 [B-II-2]
- ← コミュニケーションに困難のある場合 [B-II-1]
- ← 集団行動の遂行に困難がある場合 [B-II-3]

(出典) 大川弥生「災害医療の新たなターゲット: 「生活機能」の視点から」

避難生活における「特別な配慮」について防災担当者がよく理解し、被災者の対応を進めていくことが求められる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

医療・福祉の専門職員による地域での生活支援

- ◆ 様々な医療・福祉関係の専門職員の団体等との連携により、要援護者が生活しやすい環境づくりを行った。

(能登半島地震)

- 石川県は、福祉避難所や避難所に対して、県理学療法士会、県作業療法士会及び県リハビリテーションセンター、県聴覚障害者協会や県視覚障害者協会等の専門職員の団体等を通じ、**県内外から介護職員、手話通訳者等の専門職員の派遣**を要請した。

派遣が必要な対応	要請先	実施された対応
医療救護、病院の看護支援	日赤石川県支部 国立病院機構金沢医療センター等 社団法人能登北部医師会、社団法人県医師会 社団法人歯科医師会 社団法人 県柔道整復師会、県鍼灸マッサージ師会、県鍼灸師会 社団法人県看護協会	医師、看護師の派遣
生活不活発病防止のためのリハビリ訓練指導職員の派遣要請	県医療ソーシャルワーカー協会 県リハビリテーションセンター(中心的に対応) → 県理学療法士会 ・ 県作業療法士会	生活不活発病実態把握 社会福祉施設、福祉避難所へのリハビリ専門職員を派遣
輪島市における要介護認定調査の支援	県介護支援専門員協会	介護支援専門員を派遣
避難所の高齢者に対して、夜間の見守りやトイレ介助、歩行介助などの介護サービス、食事のケア等サービスを提供	県老人福祉施設協議会 県老人保健施設協議会 県デイサービスセンター協議会 全国認知症グループホーム協会県支部 県介護福祉士会 県ホームヘルパー協議会 県成人病予防センター	財団法人県成人病予防センター 社団法人県看護協会 社団法人富山県看護協会 社団法人福井県看護協会 社団法人県栄養士会
聴覚障害者、視覚障害者の安否確認	社会福祉法人石川県聴覚障害者協会 社会福祉法人石川県視覚障害者協会 財団法人全日本ろうあ連盟 社団法人大阪聴力障害者協会	手話通訳者等の派遣
産後母子、被災妊産婦のケア	日本助産師会石川県支部	助産師等の派遣
被災者や被災児童の心のケア	日本精神科病院協会石川県支部等 石川県臨床心理士会	こころのケアチームの派遣 被災児童の心のケア(スクールカウンセラー等配置要項)

(大川委員提供資料、及び石川県「能登半島地震記録誌」より作成)

県の組織等が中心となって、被災者の要請に対応できる専門職員を確保する体制が求められる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

生活不活発病「予防」の周知及びチェック、具体的指導

◆ 生活不活発病のリスクに気付くためのチェックリスト、啓発用ポスター、チラシ（避難所用、在宅用）、具体的な指導内容についてのマニュアルが整備されている。

➢ 生活不活発病予防について、日常的に注意を促し、意識を高めることが求められる。

➢ 防災担当者、ボランティア、被災者自身の理解を促進し、生活不活発病のリスクに気づけるためのチェックリスト、啓発用ポスターとチラシ（避難所用、在宅用）及び具体的な指導内容についてのマニュアルが整備されている。（避難所における生活不活発病を防ぐための予防のポイント）

生活不活発病チェックリスト

下の①～⑥の項目について、
地震前（左側）と現在（右側）のあてはまる状態に印☑をつけてください。

地震前	現在
① 屋外を歩くこと <input type="checkbox"/> 遠くへ1人で歩いていた <input type="checkbox"/> 近くなら1人で歩いていた <input type="checkbox"/> 誰かと一緒なら歩いていた <input type="checkbox"/> ほとんど外は歩いていなかった <input type="checkbox"/> 外は歩けなかった	<input type="checkbox"/> 遠くへ1人で歩いている <input type="checkbox"/> 近くなら1人で歩いている <input type="checkbox"/> 誰かと一緒なら歩いている <input type="checkbox"/> ほとんど外は歩いていない <input type="checkbox"/> 外は歩けない
② 自宅内を歩くこと <input type="checkbox"/> 何もつかまらずに歩いていた <input type="checkbox"/> 壁や家具を伝って歩いていた <input type="checkbox"/> 誰かと一緒なら歩いていた <input type="checkbox"/> 道うなどして動いていた <input type="checkbox"/> 自力では動き回れなかった	<input type="checkbox"/> 何もつかまらずに歩いている <input type="checkbox"/> 壁や家具を伝って歩いている <input type="checkbox"/> 誰かと一緒なら歩いている <input type="checkbox"/> 道うなどして動いている <input type="checkbox"/> 自力では動き回れない
③ 身の回りの行為（入浴、洗面、トイレ、食事など） <input type="checkbox"/> 外出時や旅行の時にも不自由はなかった <input type="checkbox"/> 自宅内では不自由はなかった <input type="checkbox"/> 不自由があるがなんとかしていた <input type="checkbox"/> 時々人の手を借りていた <input type="checkbox"/> ほとんど助けてもらっていた	<input type="checkbox"/> 外出時や旅行の時にも不自由はない <input type="checkbox"/> 自宅内では不自由はない <input type="checkbox"/> 不自由があるがなんとかしている <input type="checkbox"/> 時々人の手を借りている <input type="checkbox"/> ほとんど助けてもらっている
④ 車いすの使用 <input type="checkbox"/> 使用していなかった <input type="checkbox"/> 時々使用していた <input type="checkbox"/> いつも使用していた	<input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 時々使用 <input type="checkbox"/> いつも使用
⑤ 外出の回数 <input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週3回以上 <input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> ほとんど外出していない	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週3回以上 <input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> ほとんど外出していない
⑥ 日中どのくらい体を動かしていますか <input type="checkbox"/> 外でもよく動いていた <input type="checkbox"/> 家の中ではよく動いていた <input type="checkbox"/> 座っていることが多かった <input type="checkbox"/> 時々横になっていた <input type="checkbox"/> ほとんど横になっていた	<input type="checkbox"/> 外でもよく動いている <input type="checkbox"/> 家の中ではよく動いている <input type="checkbox"/> 座っていることが多い <input type="checkbox"/> 時々横になっている <input type="checkbox"/> ほとんど横になっている

次のことはいかがですか？

⑦ 地震の前より、歩くことが難しくなりましたか？
 変わらない 難しくなった

⑧ ほかにも、難しくなったことはありますか？
 ない ある → 和式トイレをつかう 段差（高い場所）の上り下り 床からの立ち上がり
 その他（具体的に記入を：）

氏名 _____ (男・女、才) 月 日 現在

※このチェックリストで、赤色の□（一番よい状態ではない）がある時は注意してください。
 ※特に地震前（左側）と比べて、現在（右側）が1段階でも低下している場合は、早く手を打ちましょう。

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう。
（横になっているより、なるべく座りましょう）
- 動きやすいよう、身の回りを片付けておきましょう。
- 歩きにくくなくても、杖などで工夫をしましょう。（すぐに車いすを使うのではなく）
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう。
（遠慮せずに、気分転換を兼ねて散歩や運動も）
- 「安静第一」「無理は禁物」と思いこまないで。
（病気の時は、どの程度動いてよいか相談を）
- ※ 以上のことに、周囲の方も一緒に工夫を
- ※ 特に、高齢の方や持病のある方は十分気をつけて下さい。

（出典：大川弥生「生活機能低下予防マニュアル」平成16年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応・体制に関する調査研究」、平成19年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「高齢被災者に対する生活機能低下（廃用症候群）予防等プログラムの実施及び評価等に関する標準手法に関する研究」）

（岩手・宮城内陸地震）

➢ 岩手・宮城内陸地震において、被災した高齢者の方々を対象として、生活不活発病の周知やチェックリストの配布等が実施されている。

（出典）宮城県HP 平成20年岩手・宮城内陸地震：保健福祉部関連情報資料 「平成20年岩手・宮城内陸地震」による避難生活に伴う廃用症候群の発症の予防について

生活不活発病について、一般的に理解を深めることが重要である。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

民生委員等、地元の人々による迅速な安否確認

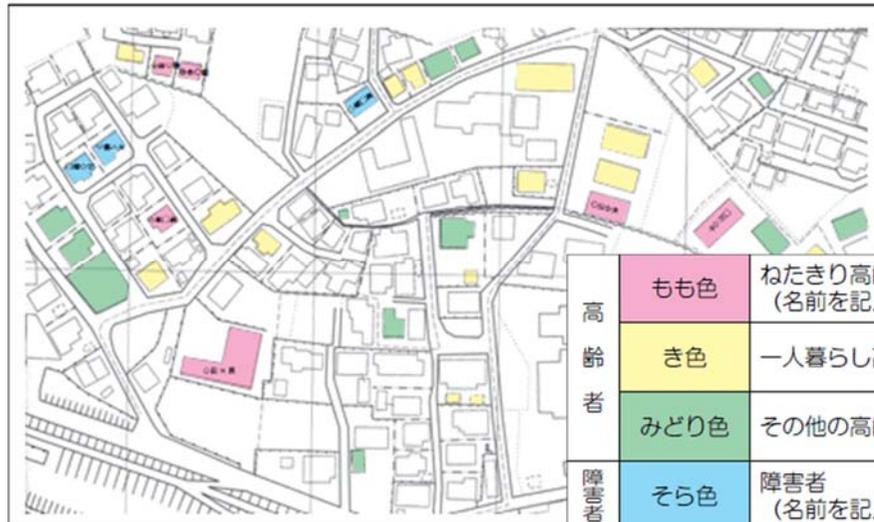
- ◆ 事前に、地域における高齢者等の所在を把握するとともに、平常時からの顔なじみの関係が構築できていたため、迅速な安否確認を行うことができた。

(能登半島地震)

- 旧門前町では、高齢者(65歳以上)の割合が47%を超えていたが、住民の救助活動に当たっては、民生委員が予め作成していた「地域みまもりマップ」により、高齢者等の安否確認を迅速に行うことができた。
- 発災から数日後、保健師が特別な配慮を必要とする被災者を訪問する際や、他の地域から支援活動に訪れたボランティアの方々の道案内としても役だった。
- 平時から民生委員や福祉推進委員が日頃の見まわり活動を通じて、高齢者等の所在地が頭に入っていたこと、高齢者等と顔なじみになっていたことも、地域マップが発災直後の安否確認に有効に機能した要因と指摘されている。

地域見守りマップのイメージ

- ✓ 「地域みまもりマップ」は、寝たきりや一人暮らしの高齢者などの所在地を蛍光ペンで色分けして明らかにした地図であり、地震・台風・火災等の災害時における安否確認等や福祉サービスとしての見まわり活動の基盤として、阪神・淡路大震災後に、石川県が作成を推進していた。
- ✓ 個人情報保護の観点から多くの市町村で作成が中断されていたが、旧門前町では、民生委員等の判断により、毎年更新していた。



(出典) 内閣府「平成20年版 防災白書」

➡ 平常時から、地域コミュニティを高めておくことで、特別な配慮が必要な人の安否確認やその後の様々な対応に役立つ。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

コミュニケーション能力に配慮した情報配信の工夫

- ◆ 避難所において、聴覚障害者等、コミュニケーションに配慮が必要な人にも情報を提供するための手段について、マスコミ等と連携して確保された。

(新潟県中越地震)

- 新潟県は、避難生活の長期化した避難所(12箇所)において、FM文字多重放送ラジオを貸し出した。

(出典) 新潟県「中越大震災」P126

- 全国FM放送協議会(JFN)は、FM文字多重放送の情報を表示する大型の電光掲示板を避難所(37か所)に無償設置した。通常ニュースのほか、FMIにいがたから、対策本部からのライフラインの復帰情報、交通情報等、避難生活を送る方々が必要とする細かな地域情報や、独自取材による情報を表示した。

(出典) 株式会社ジャパンエフエムネットワークHP



FM文字多重放送ラジオ(左)とFM文字多重放送掲示板(右)

(能登半島地震)

- 通常時はイベントや移動教室の情報を掲載する号外を、交通や水道、電気、ガス、医療、入浴といった生活情報に特化した内容で作成した。3台のプリンターを積んだ車両が被災地に入り、大阪本社で作成した記事を印刷した(地震の翌日、1,400部を配布した)。途中からは現地の印刷会社も加わり、13日間で8,451部を発行した。

(出典) 朝日新聞社HP

➡ 地震発生後、様々な情報提供手段を通じて、生活に必要な情報を提供することが望まれる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

視覚障害者向け携帯電話の購入費用の給付

第5回 (H22. 12. 17) 資料

- ◆ 視覚障害者向けの読み上げ機能を有する携帯電話の購入費用の給付制度が活用されている。

(静岡県富士市)

- 視覚障害者用に、着信やメールを音声で読み上げる機能を有した携帯電話の購入費用を「災害情報受信関連機器」の位置づけで給付している。

品目	性能	基準額
携帯電話 (音声読み上げ機能付き)	着信、メール等を音声で読み上げる機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	2万3,000円
携帯バッテリー	音声読み上げ機能を有する携帯電話に接続するもので、一定時間使用可能なもの。	2万3,000円

- 災害情報の確保が困難な在宅の視覚障害2級以上の者
- 原則として購入者が1割自己負担（基準額を超える場合は、基準額を超えた額と基準額の1割）
- 本体（付属品含む）の初期購入費の助成であって、月額使用料金、基本使用料金等に対する助成ではない。

(出典) 富士市ホームページ



【視覚障害者に対応する主な機能】

- ✓メール読み上げ機能
 - メールの内容、電話着信時の名前を音声で読み上げて伝える。
- ✓音声入力メール機能
 - マイクに向かって発声するとメール本文が入力される。

図 読み上げ機能等を装備した携帯電話の一例

(出典) NTTドコモホームページ

平常時から障害者向けの情報伝達機器の普及を図ることで、災害時の情報伝達手段の確保につながる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

外国人向けの災害情報のメール通知

第5回 (H22. 12. 17) 資料

◆ 外国人に災害情報をメール通知するサービスが活用された。

(岩手・宮城内陸地震)

- ▶ 宮城県は、日本語の習得が十分でない宮城県内在住の外国人向けに、災害情報を外国語メールで伝える「災害時外国人サポート・ウェブ・システム(EMIS)」を平成20年3月27日から運営。
- ▶ 「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」に配信された災害情報を自動翻訳し、暴風・洪水などの気象警報、津波の注意報・警報、震度4以上の地震情報を電子メールで配信するもので、利用者は必要な登録をすると、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の中から希望する言語により受信できる。
- ▶ 岩手・宮城内陸地震では、県内の外国人等に対して、登録された携帯電話等に地震情報を配信するとともに、道路の通行止め箇所や鉄道の不通箇所等の状況をウェブサイト上に掲載するなどの情報提供を行った。

(出典) 消防科学総合センター 平成22年2月
「地域防災データ総覧」より作成



図 宮城県災害時外国人サポート・ウェブ・システム

(出典) 宮城県災害時外国人サポートウェブシステムHP

外国人でも利用可能なメール、webサービスを充実させることが望まれる。

4. 特別な配慮が必要な人のための対策

対策

外国人に配慮した情報の多言語化

第5回 (H22. 12. 17) 資料

◆ 避難所において、外国人にも情報提供を行うために、行政主導で災害情報を多言語化するセンターを設置した。

(新潟県中越沖地震)

➤ 新潟県の主導により発災2日後に「柏崎災害多言語支援センター」を設置。行政機関が発信する災害情報を中・英・韓・比・タイ・露等とやさしい日本語に多言語化して避難所への掲示やチラシの配布、ラジオを媒体として外国人に提供した(ラジオは無料配布)。

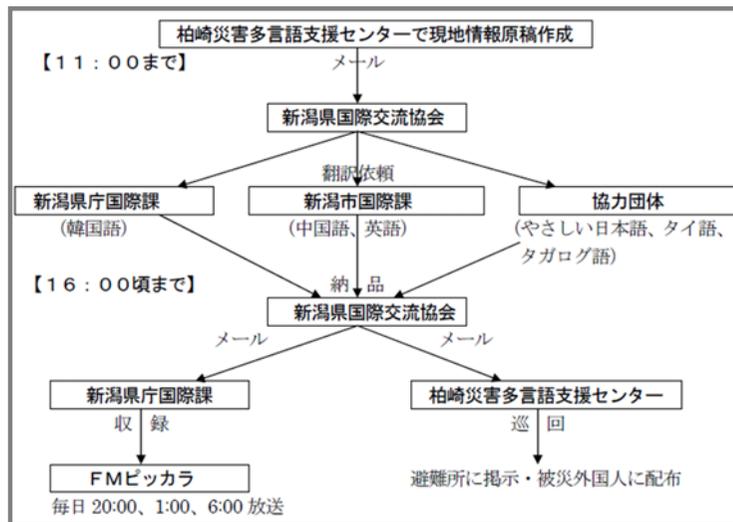


図 新潟県のチラシ・FM放送の外国語翻訳体制

(出典) 財団法人自治体国際化協会 地域国際化協会連絡協議会事務局HP 災害対策事例説明会資料 (H19. 12. 21)

※外国人に提供したチラシについては、毎日多い時で約50件の柏崎市災害対策本部からの情報を1日分にまとめ、そこから取捨選択し、A4判の両面にまとめていた。(柏崎地域国際化協会資料ヒアリングより)

主な情報提供項目

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 被災状況調査情報 り災証明についての情報 食中毒、熱中症の情報 ボランティアの派遣要請情報 ガス水道等のライフラインの情報 児童クラブの情報 交通情報 | <ul style="list-style-type: none"> 臨時入浴情報 乳幼児の入浴サービス 警察からの注意喚起の情報 仮設住宅の情報 原子力発電所の情報 エコノミークラス症候群の情報等 |
|---|---|

(出典) 財団法人柏崎地域国際化協会 柏崎災害多言語支援センターHP

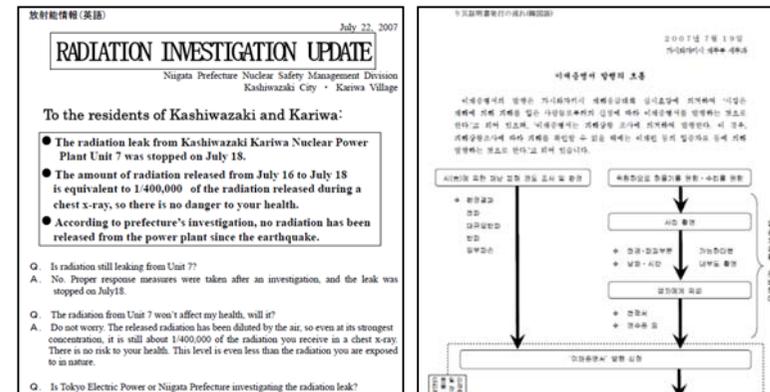


図 配布されたチラシ(放射能情報・り災証明取得の流れ)

(出典) 財団法人 柏崎地域国際化協会資料

様々な機関と連携した外国人向けの情報提供体制の確保が望まれる。

5. 被災者の相談対応等

対策

自宅再建、復旧復興の相談

◆ 避難中、生活再建のために、行政が様々な分野の住民相談窓口等を設置した。

(能登半島地震)

➤ 輪島市では、生活資金の確保や税金等の減免、子どもの養育、医療・介護サービス、自宅再建・確保、中小企業等への支援に関する幅広い分野の相談窓口を設置した。

	内容	相談窓口
当面の生活資金の支援	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
	母子寡婦福祉貸付金	福祉課
税金・保険料等の減免	市税等の減免	税務課、総合支所税務課
	国税の減免	輪島税務署
	県税の減免	奥能登総合事務所税務課
子どもの養育支援	児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課
	保育所保育料の特別措置	
医療費・介護サービス等の減免	国保・老保の医療費の一部負担金の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	介護サービス使用料の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	障害福祉サービス等使用料	福祉課
住まいの確保・再建	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害復興住宅融資等に関する利子補給制度	取り扱い金融機関
住まいの補修	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	住宅の応急修理制度	災害復興支援室
	母子寡婦の住宅資金	子育て支援課
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
賃貸住宅への移転	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
中小企業・自営業への支援	能登半島地震被災中小企業復興支援基金	商工業課
	能登半島地震に対応した融資制度	輪島商工会議所

(出典) 財団法人消防科学総合センター 地域防災データ総覧 能登半島地震・新潟県中越沖地震編 54p

➡ 被災者の状況に合わせた対応をアドバイスできる窓口対応が求められる。

5. 被災者の相談対応等

対策

防犯対策の展開

- ◆ 避難中の場所などでの犯罪を防止するために、警察による注意喚起や相談窓口の設置等が行われた。また、住民が自警団等を結成して対応した例もあった。

(岩手・宮城内陸地震)

- 宮城県警察本部では、被災者の動揺に乗じた詐欺や悪徳商法の被害を防ぐための広報誌を作成した。そこに市職員を装って倒れた家や水道の無料点検を持ちかけて不必要な契約を結ばせるケースや老廃物の処分名目で金をだまし取るケースを掲載し、避難所への掲示や被災者宅を巡回する際に手渡して注意を呼び掛けた。
- 避難所となった「みちのく伝創館」（栗駒地区）及び「はなやましかくなげ花山石楠花センター」（花山地区）に警察相談所を設置し、常時警察官を配置して困りごと相談に応じるなど、被災者への支援活動を実施した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」P80

(新潟県中越地震)

- 長岡市の高町団地^{たかまち}1・2丁目では、震災直後から復興祭の会場でもあった町の中心部に人が集まってくる事が多く、そのような集まりの中から留守住宅の夜回りをする自警団も生まれ、自警団解散後には町内復興を目指す「高町頑張ろう会」も生まれた。

(出典) 中越復興市民会議HP

➡ 被災者の生活相談と合わせ、犯罪にあわないための相談等が必要である。

(参考) Christchurch Earthquake in New Zealand (2011,2,22)

□ 避難所等の現在の状況

(Christchurch City Council HPより) (2011年2月28日午後7時20分現在)

➤ 避難所の開放

- パイオニアスタジアム (50人)、バーンサイド高校 (126人)、ウィンザースクール (6人)、ランギオラ・バプテスト教会 (82人) 内に避難所を設営。(カールスタジアム内の避難所は現在は閉鎖。) 避難所では、食べ物、食料品、衣服、寝具を購入するための支援金が支給されている。また、パイオニアスタジアムでは、午前9時～午後4時30分まで毎日市民にシャワーを提供している。
- レッドクリフ・クリフトン地区では28日午後、おおよそ200世帯が予備的に避難をさせられており、旧サムナーズスクール内にも避難所が開設された。
- 介護福祉施設在住の約200人がクライストチャーチ外に移送。その他避難のために14人が本日同じくクライストチャーチ外に移送予定。
- 800基以上のポータブルトイレ*¹が市内に設置されており、さらに317基がクライストチャーチにもうすぐ到着、明日には960基がアメリカより到着する予定。また、30,000基のケミカルトイレ*²を手配中であり、来週には5,000基のケミカルトイレが供給される予定である。
 - * 1 : 仮設トイレと考えられる
 - * 2 : 自宅で使用する携帯トイレと考えられる

➤ 避難所避難者の状況 (現地ニュースサイト、WorldNewsより)

- 2月24日 1000人以上の被災者が4つの避難所に避難している
(http://article.wn.com/view/2011/02/24/Christchurch_earthquake_Hundreds_flood_welfare_centres/)
- 2月25日 5つの避難所の避難者数は452人 (http://www.nzherald.co.nz/nz/news/article.cfm?c_id=1&objectid=10708685)
- 2月26日 避難所避難者数329人 (http://www.nzherald.co.nz/nz/news/article.cfm?c_id=1&objectid=10708858)